

第2次寒河江市教育振興計画

[改定版]



令和3年3月

寒河江市教育委員会

はじめに

現在はグローバル化の進展や、ICTの急速な進化をはじめ、常に新たな技術革新が行われ、また急速な少子高齢化等により、社会の構造自体が大きく変容し、今後どのような社会が訪れるのか、予測することが難しくなっております。

また令和2年度に小学校、翌3年度には中学校において実施される「学習指導要領」では、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められており、学校での学びを通じ、「生きる力」を身につけることの必要性が取り上げられています。

このような状況において、寒河江市教育委員会では、平成28年3月に策定した「第2次寒河江市教育振興計画」の中間期における見直しを行いました。これまで、基本目標としてきた「ふるさとを愛し、寒河江から夢のある未来を切り拓くひとづくり～共に学ぶ 共に育む～」を継承し、第2次寒河江市教育振興計画の成果と、新たな課題とを踏まえた、今後5年間の本市教育の方向性を示す指針となるものです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもから大人まで多くの方に「新しい生活様式」への対応が迫られています。今後、このような大きな社会変化の中にあっても、子どもたちの学びを保障すること、そして、それぞれのライフステージに応じたスポーツや学習を続けることができるよう、安全安心な学習環境を確保することがとても大切です。

この度の計画改定においては、このような社会変化などに対応するため、新たな施策を取り入れるとともに、これまでの計画においても取り組んできた、思いやりや命・生き方を大切に育てる心育成など、時代を超えてもなお大切にしなければならないものを引き継ぎ取り組むものと捉えております。

最後に、本計画が寒河江市のそれぞれの教育現場における指針として深く行き渡り、より活発な取組みが行われることを願うとともに、また本計画の見直しにあたり、終始ご熱心な審議をいただきました寒河江市教育振興計画検討委員会会長の山形大学大学院教授の中井義時様をはじめ、検討委員の皆様方に心からお礼を申し上げ、あいさついたします。

令和3年3月

寒河江市教育委員会
教 育 長 軽 部 賢

目次

序章	寒河江市のすがた	1
1	市の概況.....	1
2	市の木、花、緑、魚、シンボルカラー、市民のまつり.....	2
3	さくらんぼの日.....	2
4	姉妹都市.....	2
5	さがえっこすくすく宣言 「さがえっこの育み 10 か条」	2
6	市民さくらんぼ憲章.....	4
第1章	総 則	5
1	策定の目的.....	5
2	計画の期間.....	5
3	計画の推進.....	5
第2章	寒河江市の教育を取り巻く現状と課題	6
1	第2次市教育振興計画の成果と引き継ぐべき課題.....	6
2	教育を取り巻く社会的な課題.....	6
(1)	少子高齢化の進行	6
(2)	人口構造の変容に応じた教育の創造の必要性	6
(3)	高度情報化や社会のグローバル化への対応	7
3	現状と課題を踏まえた教育の創造.....	7
第3章	基本目標と基本方針	8
1	基本目標.....	8
2	基本方針.....	8
第4章	施策の体系	9

第5章 主要施策と主な取組み 10

1 豊かな心と健やかな体を育む.....	10
(1) 思いやりの心を育み命や生き方を大切にする教育の推進	10
(2) 健やかな体を育む取組みの推進	13
(3) 食育の推進	14
(4) 心を育む読書活動の推進	17
(5) 芸術文化に親しみ、創造の喜びを育む取組みの推進	20
2 学ぶ力を身に付け、未来を切り拓く資質や能力を育む.....	23
(1) 学びの充実と確かな学力の育成	23
(2) 特別支援教育や教育相談機能の充実と推進	26
(3) これからの時代を見据えた「教育の情報化」の推進	28
(4) グローバル化に対応した教育の推進	30
(5) 発達に応じた学びを育む教育の推進	31
(6) キャリア教育の推進	32
3 生涯にわたって、生き生きと学び続ける取組みを推進する.....	34
(1) 自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進	34
(2) 生涯にわたってスポーツに親しむ取組みの推進	36
4 ふるさとに誇りを持ち、郷土の歴史と文化を大切にする心を養う.....	39
(1) ふるさとへの愛情と誇りを育む教育の推進	39
(2) 郷土の歴史と文化を大切にする活動の推進	40
5 教育を取り巻く環境や社会の変化に応じた取組みを推進する.....	43
(1) 信頼される教育の推進	43
(2) 安全安心で充実した教育環境の整備	45
(3) 地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化	46
(4) 開かれた教育行政の推進	50



序章 寒河江市のすがた

1 市の概況

(1) 市が誕生するまで

寒河江市の最古の遺跡は、2万年前の旧石器時代に遡ります。その後、寒河江川や最上川縁辺の段丘には縄文時代の集落が連綿と営まれ、弥生時代を迎えます。

高瀬山には、日本列島北限の古墳が築造され、古代の律令体制に組み込まれていきました。寒河江荘の成立は、平安時代の中期です。

鎌倉時代から安土・桃山時代には、大江広元をはじめとする大江家の所領となり、18代高基が最上義光と戦い敗れてから最上氏の所領となりました。最上家支配の後、幕府の直轄地となり代官所が置かれました。

明治11年に郡区町村編成法によって、西村山郡に属し、郡役所が開設され、明治22年に市制・町村制の施行により、寒河江ほか6村が誕生しました。桜桃（さくらんぼ）が普及し始めたのは、この頃であると伝えられています。明治26年に寒河江が、明治33年に白岩が町村制を施行しました。

昭和29年8月1日に寒河江、西根、柴橋、高松及び醍醐の1町4村が合併、寒河江市が誕生し、同年11月1日に白岩町と三泉村が編入され、現在に至っています。

(2) 現在の状況

本市は、周囲に月山、葉山、朝日連峰、蔵王を望み、清流寒河江川と山形県の母なる最上川が大地を潤す、風光明媚で豊かな人情にあふれた人口4万人余りの美しいまちです。

本市を取り巻く高速交通網は、2つのインターチェンジが整備されるなど格段の進展を遂げ、交通の要衝となっています。特に仙台圏域とは1時間あまりで結ばれ、より一層の交流促進が図られています。

四季の移ろい、寒暖の変化が大きい気候のため落葉果樹の栽培が盛んで、特にさくらんぼは日本一のブランド力を誇っています。そのほか、野菜、花卉、米なども含め、高品位の農業地帯として発展してきました。

観光においては、寒河江温泉やさくらんぼを中心とした周年観光農業、国指定の史跡や本堂建物・多くの仏像群や舞楽など豊かな文化財を有する慈恩寺等、観光資源も充実しています。また、約4,000人の担ぎ手が威勢良く神輿を担ぐ「神輿の祭典」は、東北でも屈指の規模を誇るなど、四季折々のまつりがまち全体を盛り上げ、交流人口のさらなる拡大が図られています。

さらには、繊維、食品製造業などの地場産業に加え、近年は県内有数の工業団地に成長した中央工業団地に優良企業約90社が立地し、本市はもちろん周辺市町の産業経済の基盤となるなど、県内陸部の中核都市として大きく飛躍しています。

少子化対策や保健福祉サービスがさらに充実されるとともに、市民主体のまちづくりが進められ、恵まれた自然や歴史を活かし、農業、工業、商業のバランスがとれた、人にやさしく、人が集い、賑わい、楽しみ、豊かに暮らせる活気あるまちづくりが進められています。

(3) 市の自然と位置

本市は、山形県中央部に広がる山形盆地の西部に位置しています。

東は天童市、村山市、河北町、西は西川町、大江町、北は大蔵村、南は中山町に接する総面積139.03 k m²の都市です。

気候は夏と冬の気温差が大きく、典型的な内陸型気候で四季の区別もはっきりし、降雪期は12月から2月までで、山形県内では雪の少ない地域です。

中心市街部に標高160mの長岡山があり、市のランドマークとなっています。

東に奥羽山脈、西に朝日連峰と月山、北に葉山が眺望され、市街地北東部を寒河江川、南東部を最上川が流れ、長岡山の緑や国道112号フラワーロードなどにも代表される美しい都市です。

2 市の木、花、緑、魚、シンボルカラー、市民のまつり

市の木	さくらんぼ	(昭和59年7月2日制定)
市の花	つつじ	(昭和59年7月2日制定)
市の緑	寒河江ギボウシ	(平成16年10月27日制定)
市の魚	清流寒河江川のアユ	(平成26年6月18日制定)
市のシンボルカラー	さくらんぼRED	(平成26年6月18日制定)
市民のまつり	神輿の祭典	(平成26年6月18日制定)

3 さくらんぼの日

寒河江市さくらんぼの日 (平成2年3月27日制定)

毎年6月第3日曜日を「寒河江市さくらんぼの日」と定める。

4 姉妹都市

大韓民国	安東市	昭和49年2月4日締結
トルコ共和国	ギレスン市	昭和63年6月25日締結
神奈川県	寒川町	平成2年11月1日締結

5 さがえっこすくすく宣言

さがえっこすくすく宣言 (平成26年6月18日制定)

「さがえっこ」は、寒河江市の未来を担うかけがえのない宝であり、子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長することは、市民みんなの願いです。

私たちは、みんなが手を取り合い、社会全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに、「さがえっこをすくすく育むまち」を宣言します。

学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちを育む指針

「さがえっこの育み10か条」

- さ さわやかなあいさつ いつでも どこでも だれとでも
- が 学力を 支えて伸ばす 家庭学習
- え 絵本や本 読んで広がる 心と世界
- つ つどいあい みんなで参加 地域の活動
- こ 子どもの行動 大人が手本
- の のばそう メディアと上手に かかわる力
- は 早寝早起き 家族いっしょに 朝ごはん
- ぐ グラウンドで 自然の中で 元気にスポーツ 外遊び
- く 苦労も経験 手伝いまかせて 家族の一員
- み みんなで守ろう 交通ルール

6 市民さくらんぼ憲章

寒河江市民さくらんぼ憲章（昭和52年12月26日制定）

わたくしたちは、緑ゆたかな自然と伝統に誇りをもち、フルーツのまちさがえの調和ある発展をねがい、市民ひとりひとりのちかいとしてこの憲章を定めます。

恵まれた自然を大切にし、住みよいまちをつくろう

緑と水と道路のきれいな環境をつくります
自分の手から公害をなくします
奉仕活動にすすんで参加します

おたがいに励ましあい、希望と生きがいのあるまちをつくろう

いたわりのところをもち、小さな親切を実行します
おたがいに理解しあい、助けあいの輪を広げます
感謝と希望にみちた、しあわせな家庭をつくります

きまりと約束を守り、あかるいまちをつくろう

時間と約束ごとは守ります
人に迷惑をかけず、よいことはすすんで実行します
公共物は大切にします

文化の高い、スポーツのさかんなまちをつくろう

教養を高め、豊かなところを育てます
ふるさとを愛し、文化財の保護につとめます
スポーツに親しみ、心身の健康につとめます

産業を振興し、躍進するまちをつくろう

勤労をとうとび、つくるよろこびをもちます
自分の仕事に責任をもちます
働くことに誇りをもち、豊かなくらしをきずきます

第1章 総 則

1 策定の目的

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化、情報機器の発達などに伴う高度情報化、グローバル化の進展、地域コミュニティ機能の変容など、私たちを取り巻く社会的な環境は大きく変化してきました。

教育の分野においても、これらの社会的な変化への対応が求められているほか、いじめ・不登校にどう取り組むか、学力の向上をいかに図るか、学校・家庭・地域と連携した教育をどう創造するかなど、様々な課題へ対応していく必要があります。

このような状況に鑑み、本市においては、国の教育振興基本計画及び第6次山形県教育振興計画（後期計画）を受け、さらに本市が策定する新第6次寒河江市振興計画を踏まえて、ふるさと寒河江から夢のある未来を切り拓いていくたくましい人づくりを目指して、本市の基本的な教育施策を明らかにするため本計画を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、平成28年度を初年度、令和7年度を目標年度とし、中間期である令和2年度において、計画の進捗状況や社会の変化等への対応などを勘案しながら、見直しを行うものです。

また、社会情勢の大きな変化や教育を取り巻く環境の変化があれば、随時計画内容の見直しを含めて柔軟に対応していきます。

3 計画の推進

市民みんなが学ぶ楽しさを実感し、互いに支え合い高め合う大切さを認識しながら、未来を切り拓いていく人づくりや、まちづくりにつなげていくためには、全ての市民が互いに力を合わせ、関わり合い、互いのよさや違いをも認め合って、主体的に教育活動に参画していくことが大切です。

そのため、この計画に基づいた施策等に対する市民の皆様の声に耳を傾けながら、教育委員会が所管する事務事業に対して学識経験者等から点検評価していただくなど、本計画の推進及び計画に基づく施策等の充実を図っていきます。

また、それぞれの施策の達成度を測定するため、今回新たに「目標・指標」を設定するなど、PDCAサイクルの考え方に基づいた、計画の効果検証を推進します。

第2章 寒河江市の教育を取り巻く現状と課題

1 第2次市教育振興計画の成果と引き継ぐべき課題

平成28年度に策定された、第2次市教育振興計画は、その施策を展開する中で次のような成果が見られました。

- ◎コミュニティ・スクール等による学校・家庭・地域との連携により、故郷への愛着や豊かな心と健やかな体づくりにつながっています。
- ◎学校給食費の助成等が開始され、保護者の負担軽減が図られています。
- ◎小中学区のエアコンやICT機器等の整備が促進され、教育環境の改善が図られています。
- ◎中学校区ごとの小中連携により、学習状況、実態の共有化や、学力向上、指導改善の方向性の明確化が図られています。
- ◎地域主体の地区公民館運営や、地域に根差したボランティア活動により生涯学習の学びの広がりが見られます。
- ◎スポーツを通じた地域活性化に向けた取組みが推進されています。
- ◎読書の普及事業により、本好きな子どもの育成、幅広い読書活動の推進が図られています。

このように第2次市教育振興計画は多くの成果を上げていますが、次の点は今後引き継ぐべき課題となっています。

- ◇学校・家庭・地域が連携した、コミュニティ活動の一層の推進
- ◇「新たな生活様式」に基づいた教育活動の実施
- ◇安全で快適な教育環境の創造
- ◇不登校など、生徒指導上の問題への早期対応
- ◇地域スポーツの活性化や、市民がスポーツに親しむことのできる取組みの推進

2 教育を取り巻く社会的な課題

(1) 少子高齢化の進行

少子高齢化は、子ども同士が切磋琢磨する機会が減少する、一定規模の集団による教育活動が困難になる、良い意味での競争心が希薄になる、若年層の減少に伴う地域コミュニティの活力が減退する、地域の自然や文化の継承が難しくなるなどの課題が指摘されており、教育にも多くの影響を及ぼすことが懸念されています。

(2) 人口構造の変容に応じた教育の創造の必要性

今後は、少子化だけでなく親世代の人口も徐々に減少していくのに対し、高齢者の減少は鈍化傾向にあるため、将来的には総人口は減少しつつ、かつ高齢者の割合は高いという逆三角形の人口構造に移行していくことが想定されます。そのため、これからはこのような人口構造に対応した教育の創造が求められることとなります。

(3) 高度情報化や社会のグローバル化への対応

日々進歩するICTの導入により、子どもたちにとって情報機器が身近なものになるに従って、情報モラル教育の充実、社会・経済の国際化やグローバル化に対応した教育の創造などが、ますます必要となってきています。

※ICT：情報や通信に関する技術の総称

3 現状と課題を踏まえた教育の創造

このように第2次市教育振興計画に基づく施策は多くの成果を上げる一方、引き継ぐべき課題が浮き彫りとなり、新たな社会的な課題への対応が必要になっています。しかし、子どもも大人もこのような課題を踏まえつつ変化し続ける社会を生きていくことを考えるならば、これらをマイナスにとらえるだけでなく、よさを引き出すプラス思考に立つことが大切です。

また、年少人口や生産年齢人口は減少に向かうことが想定されていますが、学校・家庭・地域が連携し、緊密につながりやすくなる好機ととらえれば、互いに支え合うこれからの人づくり、まちづくりにつなげていくことも可能です。

このように現状と課題を踏まえつつ、これからの社会をたくましく生きる力を育む教育を市民みんなで創造していきます。

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

第2章に示した本市の教育を取り巻く現状や課題、また、コロナ禍にともなう「新しい生活様式」等、これまで予想できない社会的変化もあり得る中で、本市のこれからの教育が展開されていくことになります。

そのように考えるとき、子どもたちに「寒河江は、私の大切なふるさとです。」と言える、ふるさとを愛し、誇りに思える心を育むことは、子どもたちがやがて成長しそれぞれの人生を歩むときに、ふるさと寒河江は、一人一人の心の拠り所になっていくと考えられます。また将来は、寒河江に住みながら寒河江から広い世界とつながる人、寒河江から羽ばたき生きる人、再び寒河江で暮らすことを選ぶ人等、そんな多くの人たちにとって、心の基盤にふるさと寒河江を愛する心が育まれていることはとても大切なことです。

このように、ふるさとを愛する心を持ちながら、様々な変化も予想される社会の中で、夢のある未来を切り拓いていくたくましい人づくりを力強く推し進めていく教育が、今求められています。

このような人づくりを進めていくためには、これまで以上に人と人とがつながり、互いに支え合う社会をつくりあげていくことが必要です。これを教育の面からとらえれば、それは共に学び合い、共に育み合える社会であり、このような土台があってこそ上記のような人づくりが実現するとも言えます。

このような観点から、本計画における基本目標を、次のように定めます。

**ふるさとを愛し、
寒河江から夢のある未来を
切り拓く人づくり
～ 共に学ぶ 共に育む ～**

2 基本方針

この基本目標を実現するため、寒河江市の教育の基本方針として次の5つを定めます。

- 【基本方針1】 豊かな心と健やかな体を育む
- 【基本方針2】 学ぶ力を身に付け、未来を切り拓く資質や能力を育む
- 【基本方針3】 生涯にわたって、生き生きと学び続ける取組みを推進する
- 【基本方針4】 ふるさとに誇りを持ち、郷土の歴史と文化を大切にする心を養う
- 【基本方針5】 教育を取り巻く環境や社会の変化に応じた取組みを推進する

第4章 施策の体系

基本目標

ふるさとを愛し、寒河江から夢のある未来を切り拓く人づくり

共に学ぶ 共に育む

基本方針

主要施策

具体的な施策

基本方針 1

豊かな心と健やかな体を育む

1 思いやりの心を育み、命や生き方を大切にする教育の推進

多様な体験と規範意識の醸成
基本的な生活習慣の確立
学校・家庭・地域が連携した命と生き方を考える教育の推進

2 健やかな体を育む取組みの推進

元気に遊ぶ子どもの育成
学校体育の充実

3 食育の推進

豊かな心と命を育む食育の推進
幼保小中や家庭、地域が連携した食育の推進
地産地消の推進

4 心を育む読書活動の推進

本が好きな子どもの育成
自主的な読書活動の支援

5 芸術文化に親しみ、創造の喜びを育む取組みの推進

芸術文化に触れる機会の充実
芸術文化活動の充実と新たな地域文化の創造

基本方針 2

学ぶ力を身に付け、未来を切り拓く資質や能力を育む

1 学びの充実と確かな学力の育成

学ぶ力を高める教育の推進
主体的な活動ができる力の育成
多様な学習環境づくり

2 特別支援教育や教育相談機能の充実と推進

特別支援教育の充実
教育相談機能の充実

3 これからの時代を見据えた「教育の情報化」の推進

情報活用能力の育成
ICTを活用した教育の推進

4 グローバル化に対応した教育の推進

外国語(英語)学習や国際理解教育の推進

5 発達に応じた学びを育む教育の推進

幼児教育の充実
幼保小中高の連携の推進

6 キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に向けた教育の推進

基本方針 3

生涯にわたって、生き生きと学び続ける取組みを推進する

1 自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進

生涯を通じた学習機会の充実
共に学び合う体制づくり

2 生涯にわたってスポーツに親しみ取組みの推進

誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進
競技力向上の推進
スポーツ環境の整備と充実
スポーツを通じた地域活性化の推進

基本方針 4

ふるさとの誇りを持ち、郷土の歴史と文化を大切にすることを養う

1 ふるさとへの愛情と誇りを育む教育の推進

地域の歴史や文化、自然を活用した教育活動の推進

2 郷土の歴史と文化を大切に活動の推進

ふるさとの歴史の啓発・普及と文化財の保護
民俗芸能や伝統行事の保護と伝承
史跡「慈恩寺旧境内」の保存と活用

基本方針 5

教育を取り巻く環境や社会の変化に応じた取組みを推進する

1 信頼される教育の推進

特色ある教育の創造
信頼される教育環境づくり

2 安全安心で充実した教育環境の整備

安全教育の充実
安全管理の徹底

3 地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化

地域の特色を生かした公民館活動の推進
活力ある地域をつくる地区公民館運営
生涯学習活動を通じた地域コミュニティの活性化

4 開かれた教育行政の推進

信頼に応える教育行政の推進
教育情報の公開と共有化の推進

第5章 主要施策と主な取組み

基本方針 1 豊かな心と健やかな体を育む

主要施策 1 「思いやりの心を育み、命や生き方を大切にする教育の推進」

人は、人とかかわらずして社会の中で生活していくことはできません。家庭・学校・地域の中で自分以外の人とかかわり、他との違いを認め、それぞれが影響し合いながら生活していくことになります。そして、人とかかわる中で相手を思いやり助け合って生きていくことが必要です。

これからの時代は、予測困難な課題に立ち向かう力をつけることがとても大切です。こういった問題に直面したときに、自分一人で解決を図るのではなく、周りの人々の協力を得ながら解決していく資質・能力が必要です。このような資質・能力を育むためには、家庭・学校・地域が連携し、一体となった社会の中で教育を進めていく必要があります。このような社会の中で、よりよい人間関係を築き、自分を含め人の命の大切さを知り、命に対する豊かでしなやかな感性や深い感覚を身につけ、一人ひとりが社会の一員としての自覚をもって行動できる、規範意識の高い児童生徒を育てていくことが大切になります。

具体的施策 1 多様な体験と規範意識の醸成

○ 現状と課題

子どもたちに道徳性や社会性を養うために、各学校等において、これまでも道徳教育やボランティア活動が展開されてきています。

近年、いじめ問題や情報機器による誹謗中傷が大きな課題となり、子どもたちの道徳性や規範意識のさらなる向上が必要とされています。本市でもいじめと認知されるケースが報告されていますが、策定している寒河江市いじめ防止基本方針や各学校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づき、子どもたちの心に寄り添う丁寧な指導が行われています。このような中ですが、市民からも思いやりの心や規範意識のさらなる醸成に期待する声も聞かれています。

○ 施策展開の方針

平成29年度改定学習指導要領の趣旨を踏まえ、特別の教科である道徳（道徳科）を要として、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。教員の道徳教育の資質向上を目指すことも重要となるので、研修機会の充実にも努めます。また、いじめ防止等を念頭に置いた道徳教育や人権教育を大切にし、様々な困難に直面したときに生きてくる粘り強さや忍耐力を培っていきます。さらに、学校の教育活動全体ではもちろんのこと、多様な集団活動への参加を促し、規範意識の醸成を図ります。

主な取組み

- ・各学校で、道徳教育推進教師を中心に「考え、議論する道徳」の授業実践が推進されるよう、研修の充実を図ります。
- ・いじめ防止等を念頭に置き、思いやりの心を醸成する道徳教育と人権教育の充実を図ります。
- ・寒河江市いじめ防止対策の推進に関する条例に基づき、関係機関が連携した対策の推進とネットワーク化を強化します。
- ・タブレットPCの1人1台環境整備を受け、子どもたちが安心して便利に活用できるよう、情報モラル教育を推進します。
- ・異年齢集団での活動やボランティア活動、学童保育や子ども会、スポーツ少年団など多様な活動の中で、規範意識の醸成を図ります。

目標・指標		現状 (R1)	目標 (R7)
「思いやり」の意識（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の比率）	小学生	98.4%	100.0%
	中学生	98.3%	100.0%

具体的施策2 基本的な生活習慣の確立

○ 現状と課題

第2次市教育振興計画において推進してきた、「さがえっこの育み10か条」に係る取組みは、幼稚園・保育所等や学校はもとより、家庭や地域においても子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせる取組みとして成果を上げてきました。

しかし、メディアの広がりや情報機器が身近になっている時代となり、中には夜型の生活になっている子どもたちも見られるようになってきています。そこで、これからも基本的な生活習慣を確立するための取組みがより一層必要になっています。

○ 施策展開の方針

小・中学校はもちろんのこと幼稚園・保育所等においても、家庭や地域との連携を強化し、基本的な生活習慣の確立を目指す取組みを一層推進します。

主な取組み

- ・学校・家庭・地域が連携した「さがえっこの育み10か条」に関する取組みがより一層推進されるよう、市民への周知・啓発に努めます。
- ・インターネットやメールなどを介したトラブルに巻き込まれることなく、情報機器と上手に付き合っていける力を培う情報モラル教育や環境づくりを、家庭や地域、関係機関等と連携しながら推進します。

基本方針1 (心と体の育成)

基本方針2 (学びの充実)

基本方針3 (生涯学習の推進)

基本方針4 (郷土愛の育成)

基本方針5 (社会の変化への対応)

具体的施策3 学校・家庭・地域が連携した命と生き方を考える教育の推進

○ 現状と課題

各学校では、道徳科において生命尊重や自然愛護について考えさせています。また、国語科で取り上げられている読み物には、人の生き方をテーマにするものがあり、生き方について考える学習もあります。さらに、飼育栽培活動や理科・保健の学習で命について学ぶ場面もあります。これらの自他の命や生き方を大切にする教育は、これからの時代を生き抜く子どもたちにとってより一層大切なものとなっています。

このような命や生き方に関わる教育や、愛着形成の基となる自己肯定感の育成は、学校だけでなく子どもたちの身近な大人が大きな影響を及ぼすものです。子どもは愛されて育てられなくてはなりません。家庭・学校・地域が連携した形で、命や生き方を大切にする教育を推進していくことが求められています。

○ 施策展開の方針

生命尊重や自然愛護の精神は、命に触れる様々な学習や体験を通し、感じ考えることで培われます。家庭や地域との連携を図り、命のつながりを意識し、多面的にとらえられるような体験活動を充実させ、さらには大人が子どもたちに対して生き方を伝えられるような場を工夫していくことに努めます。

主な取組み

- ・自他の命を大切にすることを高めていくために、子どもの発達段階に応じた系統的な命の教育を推進します。
- ・コミュニティ・スクールの推進により、保護者や地域全体で学校の教育活動を支援する仕組みづくりの構築を図ります。
- ・家庭や地域の人を巻き込み、大人の生き方が伝わるような教育活動の工夫を支援します。
- ・「さがえっこライフデザインセミナー」などを通して、命の大切さや生き方をテーマにした学習や、子どもと保護者が同席した研修などを推奨します。
- ・保育所や幼稚園等において「家庭教育講座」を実施し、愛着形成の大切さや、児童虐待防止の重要性について理解を深める機会の充実に努めます。
- ・学校の実態を踏まえ、命のつながりを意識し、多面的にとらえられるような活動の充実を図ります。
- ・学校・企業・地域からなるコンソーシアムの構築を検討していきます。

※コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

※コンソーシアム：互いに力を合わせて目的を達しようとする組織や人の集団。

目標・指標	現状 (R2)	目標 (R7)
「コミュニティ・スクール」を導入している小中学校数	5校	12校 (100%)

主要施策2 健やかな体を育む取組みの推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することが求められています。また、心と体を一体としてとらえ、保健と体育を関連させながら、実生活と実社会に生かしていきける素地を養う必要があります。そして、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育て体力の向上を図ることが大切になります。

具体的施策1 元気に遊ぶ子どもの育成

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や小学校では外遊びを奨励しており、子どもたちが休み時間などに体を動かして遊ぶ姿が見られます。しかし、家に帰ってからの時間や休日などに、公園等で遊んでいる子どもの姿を見ることは少なくなっているという指摘もあります。ポータブルゲーム機器等の普及に伴い、遊び方が変わってきている時代となり、体力向上や運動機能の向上という観点からも元気に遊ぶ子どもの育成を図っていく必要があります。また、元気に遊ぶ子どもを育成することは、望ましい人間関係を育み、心身ともに健やかな育ちにもつながっていくものです。

○ 施策展開の方針

外遊びや異年齢集団との遊びを工夫する中で、体を動かして遊ぶことの楽しさ・有意義さが感じられるようにしていきます。そして、多くの仲間とかかわり望ましい人間関係を構築できるように、様々なスポーツや体を動かして遊べる機会を充実させていきます。

主な取組み

- ・「さがえっこの育み10か条」を活かした、幼稚園・保育所等や小学校における外遊びを奨励します。
- ・異年齢集団での遊びなど、子どもたちのかかわりが広がる取組みを推進していきます。
- ・スポーツや体を動かして活動できる機会を充実させていきます。

具体的施策2 学校体育の充実

○ 現状と課題

日常的に運動している子どもたちと、ほとんど運動をしていない子どもたちの二極化が起きているという指摘もなされています。だからこそ、学校体育を充実させていく必要があります。

また、体力・運動能力テストを行い、その結果から落ち込んでいる部分を伸ばすために各学校で工夫しながら能力の向上に努めています。そのため、本市における児童生徒の体位や運動能力は、全国の平均と同じような状況にありますが、令和元年度に実施した結果では、小学生は「柔

軟性」「走力」、中学生は「筋力」「筋持久力」「柔軟性」「跳躍力」等に特に課題が見られます。このため、今後もさらなる体力・運動能力の向上を目指し、取組みの強化を図ることが大切となります。

○ 施策展開の方針

運動の価値・楽しさが実感できる学校体育を目指していくことを中心に、授業改善や教員の研修を推進します。

また、体力・運動能力テストの結果を分析し、児童生徒の実態に即した取組みを強化します。

主な取組み

- ・運動のめあてを明確にし、主体的に取り組める体育授業を推進します。
- ・体力、運動能力テストの結果を分析し、その結果に基づいて各学校が重点対策を図り、体力、運動能力の向上を目指した「1学校1取組み」を推進できるように支援します。
- ・体育の授業づくりにかかわる研修を充実させ、教員の指導力向上を目指します。
- ・地域スポーツ団体、社会体育等の指導者等が、学校体育にかかわってもらえるような連携を推進します。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)	
全国体力・運動能力調査における全国平均との対比	小学5年男子	102.6%	105%
	小学5年女子	102.4%	105%
	中学2年男子	97.4%	105%
	中学2年女子	98.4%	105%

主要施策3 食育の推進

子どもたちが、心身ともに健康で、生涯にわたり生き生きと生活をしていくために、正しい知識に基づく望ましい食習慣の形成は極めて重要です。

しかし近年、偏った栄養摂取、不規則な食事、肥満や過度の痩身傾向、生活習慣病の増加、食の海外への依存、食の安全にかかわる対応等、食に関するさまざまな問題が生じています。また、食を通じて地域を理解することや食文化を継承していくこと、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも大切です。

こうした現状を踏まえ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を段階的に身に付けることができるよう、学校と家庭・地域とが連携しながら、積極的に食育を推進していく必要があります。

具体的施策 1 豊かな心と命を育む食育の推進

○ 現状と課題

本市では、食育推進計画を策定しており、食に関する課題や目標を市民と共有し、一体となって食育の推進にあたっています。この計画に基づき、食に関する感謝の気持ちと安全・安心な食を選択する力を持ち、寒河江の風土が培ってきた食文化や伝統的な郷土料理を愛する、心身ともに健康な市民を育てることを目指しています。そのため、幼稚園・保育所等や学校でも、給食や授業などを通して、心と体を育む食育指導の充実が図られています。

また、伝統的な郷土料理を給食の献立にも取り入れています。家庭であまり食べることのない子どもは苦手意識を感じてしまうこともあるようです。

○ 施策展開の方針

各学校では、食に関する全体指導計画をもとに食育を推進し、栽培・収穫活動等とも関連させながら、食に対する正しい知識や望ましい食習慣、生産者や調理者への感謝の気持ちを育てます。

また、食文化や伝統的な郷土料理を次の世代に継承していくための取組みをより一層充実させていきます。

さらに、食中毒や食物アレルギーなど食の安全に関する指導や対応の充実も図ります。

小中学校の給食費については、子育て世代の負担軽減を図るため、引き続き給食費の保護者負担を軽減していきます。

主な取組み

- ・「さがえ食育の日」に合わせ、給食を生きた教材として各学校で食育指導を行い、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を育てます。
- ・「心を育む学校給食週間」の取組みを継続し、食は命を育む基本であることを意識付け、食にかかわる人と食材に関する感謝の心など豊かな心を育みます。
- ・「郷土料理・特産物を味わおう」という給食目標を掲げて献立を作成し、食文化や伝統的な郷土料理の継承に努めます。
- ・米や野菜の栽培・収穫活動など体験を通じた食育を推進し、食べ物の大切さや生産者への感謝の気持ちを育てます。
- ・食の安全に関する学習や研修の充実を図ります。
- ・平成29年度から実施している「学校給食費補助事業」を拡大し、学校給食無料化を実施します。

具体的施策2 幼保小中や家庭、地域が連携した食育の推進

○ 現状と課題

本市の児童生徒の朝食摂取率（毎日朝食を食べていると答えた児童生徒の割合）は、小中学校合わせて約97.6%（令和元年）と高い数値を示しています。しかし、朝食を食べてはいるものの、その内容を詳しく見ていくと、栄養バランスに偏りがある子どもも見られます。今後も家庭と連携を図りながら食育を推進し、栄養バランスの取れた望ましい食習慣が身に付くように働きかけていく必要があります。

○ 施策展開の方針

本市の子どもたちを健やかに育む様々な事業とも関連させ、栄養バランスの取れた朝食の摂取を啓発し、幼保小中と家庭とが連携して食育を推進していくことで、高い朝食摂取率を維持していくことに努めていきます。

また、家庭と連携した食育を推進していくために、給食だより等を通して家庭に情報を発信するとともに、食の指導に関する授業参観や給食の試食、親子での料理教室などの機会を設けるように努めていきます。

さらに、地域で農業に携わっている方や市食生活改善推進協議会とも一層連携を図りながら、効果的に食育を進めていくようにします。

主な取組み

- ・早寝、早起き、朝ごはん運動などを通して、家族と一緒に朝ごはんを食べることの大切さを啓発していきます。
- ・親子での弁当作りなどを通して、家庭で食育について考える機会を充実させていきます。
- ・PTAや地域の方々とも連携し、食に関する研修会や料理教室の開催なども推奨していきます。
- ・体験を通じた食育を推進していく際に、地域の人材を積極的に活用します。
- ・栄養教諭や学校栄養士等による食育指導を充実します。
- ・毎月発行している給食だよりを通して、給食のねらいや内容等の情報を、積極的に家庭に発信します。
- ・生産者との交流給食を実施するなど、生産者と子どもたちとの結び付きを強めます。

目標・指標		現状（R1）	目標（R7）
児童生徒の朝食摂取率	小学6年	97.1%	100%
	中学3年	98.2%	100%

具体的施策3 地産地消の推進

○ 現状と課題

本市では、これまでも給食における地場農産物の利用を推進しており、中学校給食の寒河江産農産物の利用率は約37.6%（令和元年）となっています。

今後も、寒河江産農産物の利用を維持していく取組みを進めていくとともに、家庭や地域でも、地場農産物が積極的に利用されるよう、働きかけを行っていくことが必要です。

○ 施策展開の方針

地場農産物を積極的に給食に取り入れ、子どもたちに提供していくように努めていきます。また、家庭や地域にもそのよさを伝え、連携して地産地消の取組みが展開できるようにしていきます。

主な取組み

- ・「さがえ食育の日」を設けるなどして、給食に引き続き地場農産物をできるだけ多く取り入れます。
- ・給食だより等で地場農産物を使った給食を紹介したり、給食のレシピを保護者や地域の方に配布したりして、地場農産物が積極的に利用されるよう働きかけていきます。

主要施策4 心を育む読書活動の推進

読書は、私たちの豊かな感性を養い、心を育みます。

読書による大きな感動は、私たちの心を豊かにするし、本の中で出会った他者の生き方や思いに触れることは、そのまま私たちの生き方の指針となります。何よりも自分の真の姿を見つめることにもつながります。読書は、私たちの人格形成や潤いある生活のために極めて大切なことです。

読書活動を推進するためには、生涯各期における読書活動を支援し、誰もが読書に親しむことのできる環境づくりが重要となることから、基礎的な理解力の土台となる読書力を高め、読書習慣を涵養する学校・家庭での読書活動を推進し、生涯学習の拠点施設として市民のニーズに的確に対応した図書館運営に努めていきます。

このように、読書基盤を整備することによって、「読書の盛んなまちづくり」をより一層推進し、心豊かな人間形成の実現を目指していきます。

具体的施策1 本が好きな子どもの育成（子どもの読書活動の推進）

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や学校を中心に、読み聞かせや読書の啓発に向けた取組みが行われ、成果を上げています。しかし、読書意欲が持続する子どもと、それが難しい子どもの差が見られます。

また、社会情勢の変化に伴い子どもを取り巻く環境が著しく変化している中、子どもが自由に

好きなことをできる時間が少なくなっています。さらに、様々な情報を扱う電子機器やメディアの発達と普及により、興味・関心が分散していることなども、「読書離れ」の現状をつくっている要因の一つと考えられています。

○ 施策展開の方針

令和2年度制定した「寒河江市子ども読書活動推進計画」に基づき、各施策を展開していきます。

本が好きな子どもを育てるためには、乳幼児期から中学生期を中心としたあらゆる機会に、本に親しむ環境が整っていることがとても大切です。そのためには、常に子どもたちが良質な本に囲まれながら成長に応じた本との出会いをもたらし、読書に親しめる機会が創出される読書基盤の整備が重要です。

市立図書館と各学校、幼児施設がさらに連携し、家庭や地域の読書活動の推進、並びに学校等における読書活動の推進のため、学習に関係する本や外国語の本、障がいを持つ子どもも利用できる本など必要性に応じた蔵書を整備するとともに、学校等への団体貸出を一層推進し、子どもたちの様々な読書活動を支援する環境整備を図ることにより、生涯にわたって本が好きな子どもの育成を支援して行きます。

① 乳幼児期の本との出会いの支援（家庭・地域の読書活動の推進）

乳幼児期に絵本などに親しむ体験をすることは、子どもの心の成長だけでなく、その人の人間性を育むうえで極めて大切なことです。乳幼児とその保護者が、絵本を介して心ふれ合うひと時を持つきっかけをつくるため、3ヶ月児健診対象者に絵本などを無料で配布する「ブックスタート事業」を推進していきます。

また、どの家庭でも本を通じた家族のコミュニケーションが深められ読書活動が盛んになるよう、図書館ボランティア団体や関係機関と連携し、「おはなし会」や「絵本の部屋」など読書推進の取組みを継続的に実施していきます。

さらに、幼児施設の日常的な読書活動に、おはなし会や図書館ボランティア団体がかかわり、子どもたちと本との出会いを支援する環境を整えていきます。

② 児童生徒の読書活動の支援（学校等の読書活動の推進）

児童期は、国語力の基礎をしっかり身に付ける時期であり、各教科の基本的な理解力にもつながる読書力を高め、読書習慣を育む大切な時期です。

小学校では、朝読書の奨励やおはなし会、読み語りボランティアの協力を得ながら、絵本などの読み聞かせを定期的に行っていきます。また、読書と教科学習とのかかわりや、読書領域の広がりなどを支援する教育活動補助員を配置し、読書活動から広がる学びを高めています。さらに家庭においても、本を介した親子のコミュニケーションづくりや、子どもたちが自主的に読書活動に取り組める環境づくりを、家庭と学校が連携し推進していきます。

中学生期は、それまでに培った読書力をさらに高め、生涯を通じた読書習慣を確立する時期でもあり、子どもたちの自主的な読書活動をさらに進めるための環境づくり、時間づくり、習慣づくりが大切です。

中学校では、自分で選んだ本を読む朝読書の時間を設けることや、本を活用する指導の充実を図るなど、学校や家庭における読書活動を支援する取組みの強化と、学校図書館の充実に努めていきます。さらに、読書活動からの発展学習につなげる自主的な学びを支援していきます。

主な取組み

(家庭・地域の読書活動の推進)

- ・ブックスタート事業や絵本の部屋など、子どもたちと本との出会いや、本を通じた家族のコミュニケーションを深めるきっかけづくりとなる事業を継続的に実施します。
- ・読書活動を推進するため、子育て支援施設等関係機関との連携を図ります。
- ・図書館ボランティアを継続して支援し、読書推進事業等における連携をさらに深めます。
- ・おはなし会の開催など、親子読書を支援します。
- ・子ども読書の日（4月23日）の活用や読書講演会の開催など、読書機会の提供と啓発に努めます。
- ・学校等への団体貸出しの実施による小中学生の読書推進を図ります。

(学校等の読書活動の推進)

- ・子どもの読書活動を支援するため、市立図書館と幼稚園・保育所等や学校との連携を図ります。
- ・子どもの読書力を高めるため、ブックトーク、アニメーションなどを展開します。
- ・おはなし会、読み語りボランティアへの支援を進め、さらに連携を深めます。
- ・読書習慣を確立するため、朝読書の奨励と支援を進めます。
- ・教育活動補助員を配置し、読書と教科学習とのかかわりや読書領域の広がりなど、読書活動を豊かにするとともに、学校図書館機能の充実を図ります。
- ・読書活動を活かした発展学習への取組みを支援します。

※ブックトーク：テーマに沿って、優れた図書群を紹介すること

※アニメーション：グループで登場人物や場面に関する出来事を共有しながら進める読書体験

具体的施策2 自主的な読書活動の支援

○ 現状と課題

社会情勢の変化に伴い生活スタイルも多様化し、スマートフォンなどの携帯端末の普及による情報環境の高機能化・高速化がさらに進んでいます。また、様々な情報が溢れ、社会全体がゆとりや潤いのある生活を求めながらも、安易に部分的な情報だけを手に入れようという傾向が強くなってきています。

多彩な情報や物に人々の関心が分散していることや、少子高齢化・人口減少など様々な要因から、社会全体として「読書離れ」や「図書館利用者の減少」などにつながっていると考えられており、読書習慣の醸成涵養が喫緊の課題となっています。

○ 施策展開の方針

社会情勢の変化が著しく、市民の読書形態が多様化しているため、それらに応えられる読書基盤を整備することが重要です。市民のニーズにも的確に対応した図書や、郷土の歴史・文化に関する資料の整備に努めるとともに、蔵書情報の検索サービス、文献の紹介・提供などのレファレ

ンス・サービスの充実を図っていきます。

さらに、誰もがいつでも快適に利用できる図書館として市民のニーズに対応したより利用しやすい施設設備の整備を進め、利用者サービスの向上を図りながら市民の読書活動や生涯学習活動を支援していきます。

主な取組み

(図書資料等の充実と読書普及事業の展開)

- ・公立図書館に備えておくべき蔵書の整備を基本とし、さらに市民のニーズに対応した蔵書の充実を図ります。
- ・郷土の歴史、文化的資料の整備と提供に努めます。
- ・読書活動を推進するため、他の公共図書館・関係機関との連携を図ります。
- ・読書普及と啓発のため、魅力ある読書普及事業の実施に努め、これを継続していきます。
- ・読書推進団体などの活動を支援し、さらに連携を深めます。

(図書館等の適正管理と情報発信等による読書環境の整備)

- ・読書への興味と関心を促すため、「おすすめの本」など図書推薦コーナーなどを継続して設置します。
- ・文字・活字文化の日（10月27日）の活用や読書講演会の開催など、読書機会の提供と啓発に努めます。
- ・蔵書検索システムのサービスや、きめ細やかな図書館情報の発信に努めます。
- ・誰もがいつでも快適に利用できるよう、図書館施設の柔軟な利用を図り、さらなる読書環境の充実に努めます。
- ・市民の文化活動の拠点施設として、生涯学習センター機能の整備を図ります。
- ・より快適で安全な環境を提供するため、図書館施設の適正管理に努めます。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
各学校等への団体・特別・移動貸出しの冊数	8,561 冊	9,500 冊

主要施策5 芸術文化に親しみ、創造の喜びを育む取組みの推進

芸術文化を通して豊かな心を育むことは、すべての人が生き生きと生活するための原動力であり、潤いと活気あふれる地域社会を作ることにつながります。

優れた芸術文化に触れる機会を通して、多くの市民が潤いと安らぎのある生活を送るとともに、自らの感性を磨き、芸術文化活動にかかわるきっかけとすることで、元気なまちづくりを推進していきます。

具体的施策1 芸術文化に触れる機会の充実

○ 現状と課題

本市では、これまで年数回の市民文化会館の自主事業や慈恩寺コンサート等を開催するとともに、市美術館の企画展示や県美展寒河江移動展などを開催し、多くの市民に音楽コンサートや演劇・絵画等を鑑賞する機会を提供しています。

今後、より多くの市民が芸術に触れ興味を抱くためには、優れた芸術文化に出会い鑑賞する機会の充実を図る必要があります。

○ 施策展開の方針

情報化社会の進展や市民の価値観が多様化する中で、市民のニーズを的確に把握するため、来場者等に対しアンケート調査等を実施し、その分析結果を反映しながら多彩な芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図っていきます。

市美術館についてはより上質な展示空間を創出するため、照明をはじめ展示設備の充実を図るとともに、郷土を代表する作家の作品展など趣向を凝らした企画展の開催に取り組みます。

主な取組み

- ・市民文化会館自主事業や文化講演会等の充実を図ります。
- ・市美術館の展示設備の充実と多彩な企画展の開催に取り組みます。
- ・県美展寒河江移動展を開催していきます。
- ・各種事業に於いてアンケート調査の充実等、市民ニーズの把握に努めます。
- ・美術品の展示機会を提供する「寒河江市美術館企画展事業」の活用を広く周知します。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
自主事業の入場割合	86.1%	90%
市美術館の年間入場者数	7,739人	8,500人
県美展寒河江移動展の入場者数	591人	650人

具体的施策2 芸術文化活動の充実と新たな地域文化の創造

○ 現状と課題

現在、市内では多くの団体が地域を拠点に様々な芸術文化活動を続けていますが、新規加入がなく、高齢化が進み、次の世代に継承できないなど、課題を抱えている団体が見受けられるようになっていきます。

その一方、市民ボランティアによるステージ発表会が定着するなど、芸術文化を高める活力も生まれてきており、こうした芽を育てていく必要があります。

○ 施策展開の方針

様々な芸術文化活動に取り組む市民にその成果を発表する機会を提供することで、地域の芸術文化活動の充実を図るとともに、市民が直接芸術文化を体験できるプログラムの提案等により、新たに多くの市民が芸術文化に関心を抱き、活動にかかわることで、元気なまちづくりに資するよう支援していきます。

また、市民のステージ発表会などの活動を支援するほか、新たな芸術文化活動の掘り起しや支援を進めていきます。

主な取組み

- ・市総合文化祭や市音楽祭など、芸術文化活動の発表機会を支援します。
- ・各団体の舞台発表のための練習やコンクール等出場に対して支援します。
- ・全国大会に出場する芸術文化団体を支援します。
- ・幅広い世代が参加する芸術発表会など、世代間交流を図る芸術文化活動を支援します。
- ・芸術文化団体の育成・支援を図ります。
- ・直接体験できるプログラムの提案等により、市民の芸術文化への関心の高揚を図ります。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
舞台づくり支援事業および演奏力等向上支援事業の年間利用件数	11 件	現状維持
市芸術文化協議会への芸術文化団体登録数	47 団体	現状維持

基本方針 2 学ぶ力を身に付け、未来を切り拓く資質や能力を育む

主要施策 1 学びの充実と確かな学力の育成

変化が激しく多様化が進むこれからの社会で生き抜くには、職業生活・市民生活・文化生活等を充実して過ごせるような力が必要です。その基盤として、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」といった資質・能力を育み、確かな学力を育成していくことが大切になります。

これからの社会を生き抜くための力を培うことは、寒河江市の未来を切り拓く人づくりにつながります。そのために、児童生徒自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に解決していくような探究型学習を推進し、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよい問題解決ができる資質・能力を身に付けさせることが重要になります。

※**探究型学習**：自ら課題を設定し、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を総合的に活用しながら、主体的・協働的に解決に取り組む学習

具体的施策 1 学ぶ力を高める教育の推進

○ 現状と課題

各学校においては、学校研究を推進し、学び合い、関わり合い、自他ともに高め合うことを通して確かな学力の育成を目指しており、その結果、落ち着いた雰囲気の中で、友達と学び合う姿が見られるようになってきました。今後とも基礎基本の確実な習得、習得したものを活用できるための思考力・判断力・表現力の育成のために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していく必要があります。

児童生徒にその授業で付ける力を明確にし、学習を通して本当にその力が付いたのかを適切に評価し、さらなる授業改善や指導の充実を図っていくことが求められています。

○ 施策展開の方針

子どもたちに確かな学力を育むためには、教師の指導力が大きく影響します。教育に対する強い使命感や自ら学び続け、変化の激しい時代における課題への研究に取り組み、先見性のある豊かな指導力を深化させる研修等を支援していきます。

また、目の前の子どもたちの実態を正確に把握し、そこから手立てを考え、子どもたちが「できた・わかった」と実感できる学びを構築する必要があります。そのため、標準学力検査や学力・学習状況調査、学級集団実態調査（Q-Uアンケート）等を活用し、結果分析に基づいた学習を構成することで確かな学力の育成を図ります。

主な取組み

- ・「できた・わかった」と実感できる探究型学習を推進し、確かな学力を育みます。
- ・協働的な学びを積極的に取り入れた学習を推進していきます。
- ・市教育研究所との連携を図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善やそのための研修の充実を図ります。
- ・標準学力検査、全国学力・学習状況調査、県学力等調査、市学力調査、学級集団実態調査（Q-Uアンケート）等を実施し、その結果を分析し、日々の授業に活用します。
- ・一人ひとりに確かな学力を育成するために、市学力向上支援員の配置を充実します。
- ・指導主事による日々の授業や学校研究への指導助言、情報提供を充実します。

目標・指標		現状（R2）	目標（R7）
標準学力検査の偏差値平均	小学生	52.9	53.5
	中学生	51.0	52.5

目標・指標	現状（R1）	目標（R7）
全国学力・学習状況調査の平均回答率で全国の平均を上回った教科数	5教科中4教科	5教科中5教科

具体的施策2 主体的な活動ができる力の育成

○ 現状と課題

学力の3要素の1つとして、「主体的に学習に取り組む態度」が挙げられています。日々の学習では、授業の導入や課題設定の工夫によって、意欲付けが図られているほか、様々な体験活動や行事等においてもその育成が図られています。今後とも、学校の教育活動全体で主体的に取り組む態度をより一層養い、自分のこととして、人や物、自然や社会事象にかかわっていく態度やリーダー性を培うことを大切にしていって必要があります。

○ 施策展開の方針

子どもたちがより一層主体的に活動できるように、日々の授業はもちろんのこと教育活動全体で活動の動機付けをこれまで同様に工夫していきます。また、自分のこととして、人や物、自然や社会事象に主体的にかかわることのできる教育活動を推進します。

基本方針1（心と体の育成）

基本方針2（学びの充実）

基本方針3（生涯学習の推進）

基本方針4（郷土愛の育成）

基本方針5（社会の変化への対応）

主な取組み

- ・各学校において人や物、自然や社会事象にかかわる総合的な学習の時間を充実させるための支援を行います。
- ・学校において児童生徒が取り組んだ結果としての表現物が価値付けられる場を工夫します。
- ・コミュニティ・スクール導入校に地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置し、地域の教育資源や地域の人材等の活用を図ります。
- ・体験学習やボランティア活動などを通して、主体的な態度やリーダー性を育む取組みを推奨します。

※地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）：教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行うもの

具体的施策3 多様な学習環境づくり

○ 現状と課題

県の少人数学級編制、教育山形「さんさん」プランも生かしながら、多様な学習環境づくりや指導形態の工夫などが図られています。また、ゲストティーチャーが授業に参画したり、学びの場を学校内だけでなく様々な場所にしたりするなどの工夫も行われています。子どもたちに力を付けるという視点で、より一層多様な学習環境について工夫改善を図る必要があります。

また、これからの少子化に伴い児童生徒数が減少する学校も出てきます。多くの仲間の考えや思いに触れ、自分自身が思考・判断して意思決定ができる学習環境も工夫していく必要があります。

※ゲストティーチャー：授業に参画する学校教員以外の地域の人など

○ 施策展開の方針

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるための授業形態や、子どもたちが学び合い高め合うための学習環境を工夫できるよう支援します。また、授業における外部人材の活用、学校外も含めた学びの場の工夫を支援します。さらに、情報通信機器等を活用した学校間の交流学习なども支援します。

主な取組み

- ・複数の教員等による指導や習熟度別による指導、小学校高学年の一部教科担任制などの指導形態の工夫を支援します。
- ・目的を明確にしたグループ学習やペア学習等の学習形態を生かした授業づくりを推進します。
- ・外部人材の活用や多様な学びの場を工夫するための支援を行います。
- ・学校間をつなぐ遠隔授業等の支援を行います。

主要施策 2 特別支援教育や教育相談機能の充実と推進

子どもたちが、自らのよさを生かし、可能性を信じてチャレンジしながら、もっている力を十分に発揮していくためには、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して適切な支援をしていくことが大切です。

また、子どもたちが楽しく充実した学校生活を送ることができるようにするためには、一人ひとりが抱えている学習や進路、友人関係などのさまざまな悩みについて、いつでも相談できる環境を整えていく必要があります。

具体的施策 1 特別支援教育の充実

○ 現状と課題

特別支援教育では、個々の教育的ニーズに応じた適切な支援が求められています。本市では、これまで学習補助員の配置や巡回相談の実施、関係機関との連携等を行い、一人ひとりの状況に応じた支援を進めてきました。

しかし、通常の学級に在籍する発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒はおり、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応や支援を充実していくことが今後も必要とされています。

また、幼稚園・保育所等や、医療・健康・福祉等の関係機関と連携して、特別なニーズに応じた適切な教育を行うために、就学前からの早期支援を進めていくことがこれまで以上に求められています。

○ 施策展開の方針

特別な教育的ニーズに応えるために、各学校で指名している特別支援教育コーディネーターを中心とした校内の支援体制を強化するとともに、作成した個別の指導計画や教育支援計画に基づき、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を進めていきます。

また、幼稚園や保育所、関係機関と連携し、円滑な就学に向けて就学前から支援を行うとともに、その後の一貫した支援へとつなげていきます。

※特別支援教育コーディネーター：特別支援教育に関して校内の関係者、保護者、外部関係機関との連絡調整を図る教員

主な取組み

- ・ 幼稚園・保育所等、関係機関と連携し、早期からの教育的支援を進めます。
- ・ 小中学校の教員や幼稚園・保育所の教員・保育士が特別支援教育について研修する機会を設けます。
- ・ 一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を進めていくために、学校の状況に応じて補助員を配置するとともに、必要な児童生徒について巡回相談を行います。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの複数指名を進め、特別な教育的支援に応えるための校内支援体制をより強化します。
- ・ 作成した本市共通の個別の指導計画や教育支援計画に基づいて、関係機関とも連携しながら適切な教育的支援を進めるとともに、次の学びの場に引き継ぎ、一貫した支援を行います。

- ・障がいにより自力通学が困難で、保護者の送迎も困難な子どもに対して、登校時または下校時のタクシー送迎による通学支援を行います。

具体的施策 2 教育相談機能の充実

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や各学校では、教育相談を組織的に行う体制をつくって対応していますが、さまざまな悩みを抱えている子どもたち一人ひとりにきめ細かく対応していくためには、外部の専門家を活用した相談体制をつくっていくことなども必要になっています。

不登校に悩む児童生徒が見られ、学校復帰に向けた適切な対応が求められています。本市としても、教育相談員・訪問相談員として複数を配置し、適応指導教室「寒陵スクール」での指導や訪問による指導、電話・来室による相談を行っています。そこでは、子ども同士の間関係の悩みだけでなく、家庭の養育環境等の問題が絡んでいることも多く、関係機関と連携した指導・支援が求められています。

○ 施策展開の方針

日頃から、生徒指導を通して望ましい人間関係づくりを進め、子どもたち一人ひとりの特性・気持ち・願い等を、教育活動全体を通じて多面的・客観的・総合的に理解し的確に把握することに努めていきます。また、子どもたちが抱える悩みを相談しやすい体制の構築に努めていきます。さらに、関係機関を交えてケース会議を行うなど、外部の専門家との連携をより進めていきます。

不登校については、学校での別室登校体制を整備して、不登校児童生徒にも登校しやすい環境づくりを進めるとともに、学校に足が向かない児童生徒を受け入れる「寒陵スクール」や訪問相談を充実させていきます。

主な取組み

- ・子どもたちが抱えている悩みをいつでも相談できる環境や人間関係づくりに努めます。
- ・各学校等での面談や学級集団実態調査（Q-Uアンケート）等を実施し、日頃から子どもたち一人ひとりの特性・気持ち・願い等を理解し把握することに努めます。
- ・担任だけでなく、管理職や教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー・教育相談員など、組織的に対応する相談体制（チーム学校）を充実します。
- ・関係機関との連携を強化し、情報連携・行動連携をより進めます。
- ・教育相談に関する教員の研修を充実します。
- ・各家庭にも、年度初めに校内外の教育相談の窓口を周知します。
- ・各学校と連携を図りながら、「寒陵スクール」での指導や訪問による相談を充実します。

主要施策3 これからの時代を見据えた『教育の情報化』の推進

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、私たちの予測を超えて進展しています。このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成29年度改定学習指導要領においても、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」が位置付けられており、教科等横断的にその育成を図ることが必要とされています。

学校における「教育の情報化」を推進していくために、学校での生活や学習においても、日常的にICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用できる環境整備を推進していくことが求められています。

具体的施策1 情報活用能力の育成

○ 現状と課題

これまででも、各学校では、各教科等における指導を通して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度の育成に努めてきました。

今回改訂された学習指導要領では、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、カリキュラム・マネジメントを通して資質・能力を育成していくことが求められています。

また、GIGAスクール構想の推進により1人1台のタブレットPCが整備されることに伴う情報モラル教育の必要性や、プログラミング教育の推進も求められています。

※**情報活用能力**：世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

※**情報モラル**：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

○ 施策展開の方針

学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を、発達段階や教科等の役割を明確にししながら、体系的に育成します。

また、学校における情報モラル教育を推進し、子どもたちが情報モラルを確実に身に付け、ICTを正しく活用できる力を養うとともに、発達段階に応じたプログラミング教育を推進して、プログラミング的思考を育みます。

主な取組み

- ・日々の授業において、各教科等の特質に応じ、適切な場面で情報活用能力の育成を図るように努めます。

- ・持ち帰ったタブレットPCを家庭でも適切に活用できるよう、子どもの発達段階や実態に応じた情報モラル教育を体系的に推進します。
- ・家庭とも連携を図りながら、情報モラルの育成に努めます。
- ・プログラミング教育を推進するために、教員の研修を充実します。

具体的施策2 ICTを活用した教育の推進

○ 現状と課題

学校や家庭で日常的にICTを活用した学習ができるよう、1人1台のタブレットや校内通信ネットワークの整備などを行ってきました。また、電子黒板については、全ての普通教室への設置を進めています。このように、子どもたちが確かな学力を身に付けるためのICTの効果的な活用を図ってきました。

人々のあらゆる教育活動に今後一層浸透していくICTを、子どもたちが手段として学習や日常生活に活用できるよう、各教科等において適切に活用した学習活動の充実が求められています。

○ 施策展開の方針

ICTの積極的な活用を促し、効果的に活用できる学習環境づくりを支援するとともに、教員のICT活用指導力の向上に向けた取組みを推進します。また、学校における校務の負担軽減を図り、よりよい教育を実践するために、校務の情報化を推進します。

主な取組み

- ・すべての普通教室に電子黒板や大型モニターを整備するなど、ICTを効果的に活用できる環境づくりに努めます。
- ・教員のICT活用指導力の向上に向けた研修を推進し、確かな学力を身に付けるためのタブレットPCや電子黒板等のICTを活用した効果的な授業の創造を支援します。
- ・ICTを活用した学校間での交流学习を推進するなど、通信機能を活用した多様な学習の創造を支援します。
- ・タブレットPCを持ち帰って利用する際のガイドラインを定め、家庭と連携して適切に活用できるよう支援します。
- ・家庭でもインターネットに接続した遠隔授業が可能となるよう、環境の整備に努めます。
- ・校務支援ソフト等を活用した校務の情報化を推進します。

目標・指標	現状 (R2)	目標 (R7)
普通教室への電子黒板等大型モニターの設置	46%	100%
家庭での遠隔授業を可能とする環境の整備	92%	100%

主要施策 4 グローバル化に対応した教育の推進

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等によりグローバル化が急速に進んできています。

子どもたちを取り巻く環境もここ数年で大きく変化しており、今後子どもたちが生きていく社会は、より一層グローバル化していくことが予想されます。そのような社会をこれから生き抜く子どもたちのために、外国語学習や国際理解教育のさらなる充実が求められています。

具体的施策 1 外国語（英語）学習や国際理解教育の推進

○ 現状と課題

現在、外国語指導助手（ALT）と外国語指導支援員（AET）を配置し、各学校に派遣をしています。小学校においては3・4年生の外国語活動や5・6年生の外国語の学習支援、中学校においては英語の学習支援の充実を図ってきました。

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画を、平成25年12月に文部科学省が公表し、グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方として、小学校中学年において活動型（コミュニケーション能力の素地を養う）・小学校高学年において教科型（初歩的な英語の運用能力を養う）・中学校においては身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現ができる能力を養い、授業を英語で行うことを基本とすることなどが打ち出されており、これらへの対応を一層図っていく必要があります。

○ 施策展開の方針

グローバル化に対応した英語教育の在り方への対応を中心に、外国語学習や英語学習の充実を図るとともに、外国語指導助手（ALT）による指導の充実や教師の研修機会の充実を図っていきます。また、異国文化に触れたり、交流したりする国際理解教育を推進していきます。

主な取組み

- ・ 小学校中学年の外国語活動や高学年における外国語、中学校の英語における授業改善を推進します。
- ・ 教員の外国語指導力向上に向けた、英語教育推進会議やGTEC（スコア型英語4技能検定）の活用等、研修の機会を充実します。
- ・ 外国語指導助手（ALT）と外国語指導支援員（AET）による指導の充実を図り、小学校入学時から英語に慣れ親しむ活動や英語学習を小中で連携しながら推進します。
- ・ 終日英語だけで過ごす「English Day」事業を推進します。
- ・ 異国の文化に触れたり交流したりする機会の拡大と参加啓発を行います。
- ・ 外国から転入してきた子どもたちへの対応として、状況に応じた日本語指導支援員の派遣を行います。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
CEFR A1 (実用英語技能検定 3 級相当) 以上のスコアを取得している中学 3 年生の割合	33.4%	50.0%

主要施策 5 発達に応じた学びを育む教育の推進

幼稚園・保育所等から小学校・中学校、そして高等学校までのそれぞれの発達段階に応じて、子どもの能力や可能性を引き出す教育の実現が必要になります。

子どもの発達に応じるためには、幼稚園・保育所等と学校、さらには家庭・地域とも連携する必要があります。また、幼稚園・保育所等から小学校へ移行する際に生じる「小1プロブレム」や小学校から中学校に移行する際に生じる「中1ギャップ」などの問題が指摘されることがあるように、小学校と中学校の連携、さらには、高等学校の教育を見据えた中学校教育の在り方を考え実践するなど、連携を大切にしながら系統的な学びを育む教育の推進を図ります。

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かない等の状態が数カ月継続する状態

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象

具体的施策 1 幼児教育の充実

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等では、様々な体験活動や遊びを取り入れており、集団で活動するときの初歩的なルールなどを身に付けています。子どもによる個人差はあるものの小学校生活にスムーズに移行していけるように指導の充実が図られています。

人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼稚園・保育所等での教育が、次の小学校段階にスムーズに移行していけるように、より一層の連携を図っていくことが求められています。

○ 施策展開の方針

既存の幼児教育連絡協議会の活動への支援を中心に、研修の充実、小学校及び学校教育課との情報交換を充実させ、幼稚園・保育所等における教育が、次の小学校や中学校の教育に結び付いていくようにしていきます。

主な取組み

- ・ 幼児教育連絡協議会活動における研修の充実を図ります。
- ・ 幼稚園・保育所等との情報交換を活性化します。
- ・ 幼稚園・保育所等職員と小学校教職員の交流や引き継ぎを推進します。
- ・ 幼稚園・保育所等職員に対する幼保小合同での研修会等への参加啓発を行います。

具体的施策2 幼保小中高の連携の推進

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等と小学校においては、連絡会議での情報交換や学習の様子を参観する等の連携が図られています。小学校と中学校においても、幼保小と同様の連携が図られています。さらに、中学校と高等学校においても近年、校内授業研究会にそれぞれが参観し意見交換を行うようになってきました。今後もこれまで同様の連携を維持しながら、それぞれが人間形成という一つの目標に向かっていくことを共通理解し、それぞれの機関で発達に応じた教育を展開していくことが望まれます。

○ 施策展開の方針

幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校の教職員の交流はもちろんのこと、児童生徒間の交流もできる場を工夫し、それぞれの機関で子どもの成長を支え、幼稚園・保育所等や各学校種間のスムーズな移行ができるように支援します。

主な取組み

- ・ 幼保小連携スタートプログラムの活用を推進します。
- ・ 中学校区ごとの小中連携を推進します。
- ・ 幼保小、小中、中高の教職員の交流、研修会を充実させていくための支援を行います。
- ・ 幼保小、小中、中高による相互の教育活動参観を推奨します。
- ・ 成長の異なる段階の子ども同士が交流できる機会を充実していきます。
- ・ 高校生が幼稚園・保育所等の子どもたちや小学生、中学生にかかわる場を工夫します。

主要施策6 キャリア教育の推進

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が求められています。

社会の形成に参画し、その発展に寄与する力を育成することは、学校教育において重要な課題の一つです。キャリア教育は、この課題を達成する上での根幹として位置付けられるものであり、学校での学習と将来とを結び付けることで、学習に対する目的意識や学習意欲を向上させることにつながります。

子どもたちが、将来、よき社会人・職業人として自立するために、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身に付け、主体的に進路を決定していけるよう、発達段階に応じて計画的・系統的にキャリア教育を推進していきます。

具体的施策 1 社会的・職業的自立に向けた教育の推進

○ 現状と課題

現在、中学校では生徒の発達段階に応じて、社会人による講話や中学校2年生での職場体験をはじめ、社会的自立の基盤となる能力や態度を身に付けるための取組みが行われています。

身に付けるべき力を育成していくためには、教員がキャリア教育の意義を十分に認識して指導にあたることが大切です。また、ねらいを明確にして指導するとともに、他の教育活動との関連や、事前・事後指導の工夫など、指導を充実させていくことが重要です。さらに、各学校段階において身に付けさせたい能力や態度を明確にし、小学校段階から計画的・系統的に育てていく必要があります。

○ 施策展開の方針

各学校では、年間指導計画に基づき、発達段階に応じたキャリア教育を展開していきます。

小学校では、さまざまな活動を通して、将来設計の基盤となる夢や希望を育むとともに、目標の達成を目指して工夫し努力することを体得させ、自分の属する集団の中で自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識させ、自信をもたせるようにしていきます。

また中学校では、小学校で身に付けてきた能力や態度を土台として、社会体験や職場体験等を通し、社会と自己のかかわりやこれからの生き方について考えさせるとともに、将来の夢や職業を思い描きながら、卒業後の進路について主体的な選択・決定ができるように支援をしていきます。

主な取組み

- ・小学校段階から計画的・系統的にキャリア教育を展開し、各学校段階において身に付けさせたい能力や態度を育みます。
- ・今後も関係機関と連携を図りながら受入事業所の理解と協力をいただきながら、中学校でこれまで行っている職場体験学習等の系統的なキャリア教育を充実させていきます。
- ・講話や体験等を通して今後の生き方や自らの将来について考える「さがえっこライフデザインセミナー」の各学校での開催を支援していきます。
- ・家庭や地域とも連携して、地域や学校の特色を生かしたキャリア教育を推進します。
- ・大学卒業後の若者定着に向けて（奨学金返還支援制度等）、支援を継続していきます。

基本方針 3 生涯にわたって、生き生きと学び続ける取組みを推進する

主要施策 1 自らを高める生涯学習の充実と環境づくりの推進

人は、誰もが生涯にわたって生き生きと暮らしたいと願っており、その願いをかなえるために、一人ひとりが自らの生きがいを見つけ、様々な活動を行っています。

それらの活動を通して学び続けることは、生き生きと暮らすためにとても重要であり、誰もが学ぶことができる機会を提供することが必要になります。

生涯学習活動の拠点施設である地区公民館や市立図書館を活用し、一人ひとりの学びが広がっていく環境づくりを推進していきます。

具体的施策 1 生涯を通じた学習機会の充実

○ 現状と課題

平成26年度にスタートした市民講座「寒河江さくらんぼ大学」は、若者から高齢者まで幅広い市民層を対象として学習の機会を提供しています。講座の運営については受講者による運営委員会を組織し、市民の要望がより反映されるよう配慮することにより、継続的な受講や参加者の増加を図っていますが、なお一層、市民主体の運営に切り替え、講座の充実を図って行くことが課題となっています。

また、生涯学習の振興を図るため、市民の自主的な学習活動を支援する取組みや学習機会を提供する取組みを実施していますが、多様化している市民の学習ニーズを的確に把握し、さらに、学ぶ資源の一層の掘り起こしを図りながら内容を充実して行くことが課題となっています。

一方で、文化センターや地区公民館などの社会教育施設は老朽化が進んでおり、施設や設備の計画的な改修整備が必要となっています。

○ 施策展開の方針

「寒河江さくらんぼ大学」については、市民の学ぶ意欲をさらに高めるため、講座内容をより充実させるとともに、市民自らが企画運営する大学として体制整備を図っていきます。

また、これまで取り組んできた市民の自主的な学習活動を支援する制度や学習機会を提供する講座の開設については、市民の多様化する学習ニーズの把握に努め、学ぶ資源の一層の掘り起こしを行い、さらなる充実を図りながら継続していきます。

その結果、誰もが、生涯を通して学び続ける社会の構築と、その学びの成果を地域づくりに還元する意識の醸成を図ります。

主な取組み

- ・「寒河江さくらんぼ大学」への大学院の設置を継続し、より専門的な内容の学習機会を提供するとともに、市民による自主的な企画運営を一層推進し、講座の充実を図ります。
- ・「生涯学習支援事業」や「まちづくり出前講座」などの事業を継続し、市民の自主的な学習活動を支援していきます。
- ・市民の多様化する学習ニーズの把握に努め、学ぶ資源の一層の掘り起こしを図っていきます。
- ・文化センターや地区公民館などの社会教育施設の改修計画を策定し、計画的な整備に取り組みます。

目標・指標	現状（R1）	目標（R7）
生涯学習支援事業による市民の自主的な学習活動の支援	33件／年	40件／年
まちづくり出前講座による市民の自主的な学習活動の支援	15件／年	20件／年
「寒河江さくらんぼ大学」各種講座の年間受講者数	830人	900人

具体的施策2 共に学び合う体制づくり

○ **現状と課題**

日々の暮らしに潤いを与え、長い人生の生きがいづくりのために、生涯学習は大切な役割を担っており、生涯学習に関する情報の発信や社会教育関係団体等の活動への支援を実施しています。

これからは、一人ひとりの学習活動が広がっていき、生涯学習に参加しやすい環境づくりや共に学ぶ喜びを得られるような取組みがより一層必要になります。

○ **施策展開の方針**

生涯学習に関する発信情報を充実し、学習活動に取り組む人の一層の増加を図るとともに、共にかかわりながら学び合い、一人ひとりの学びが広がる体制づくりを展開していきます。

主な取組み

- ・「市報さがえ」の「生涯学習のまど」等を利用し、生涯学習関連情報を積極的に提供します。
- ・社会教育関係団体、サークル等の学習活動への支援を充実します。
- ・学び合うことにより、市民一人ひとりの学びが広がっていくネットワークの構築を図ります。

目標・指標	現状（R2）	目標（R7）
市報への「生涯学習のまど」の掲載	毎月	現状維持

基本方針1（心と体の育成）

基本方針2（学びの充実）

基本方針3（生涯学習の推進）

基本方針4（郷土愛の育成）

基本方針5（社会の変化への対応）

主要施策 2 生涯にわたってスポーツに親しむ取組みの推進

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の増進など、私たちが生活を営む上で不可欠なものであり、次の世代を担う青少年の体力向上や人を思いやる心を育むなど、人格の形成にも大きな影響を及ぼします。そして、生涯にわたって健康で明るい生活を送ることは、すべての市民の願いであり、スポーツを通して人と人をつなぎ、地域の交流を促進し、健康で生き生きとした生涯スポーツ社会の実現を図ります。

具体的施策 1 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

○ 現状と課題

生活環境の利便性向上が運動不足につながっているとされるなか、スポーツ活動を推進する必要性が高まっています。

コロナ禍等により様変わりする環境下において、市民のスポーツに対する関心をスポーツ活動につなげるためのきっかけづくりや、継続するための支援が必要です。

○ 施策展開の方針

市民一人ひとりが、体力、年齢、技術、興味、目的などに応じてスポーツに親しめる取組みと環境づくりを進め、スポーツ活動の活性化を図ります。

主な取組み

- ・ライフステージやスポーツの活動状況に応じた効果的な取組みを推進します。
- ・スポーツ推進委員、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、体育施設の指定管理者、各種スポーツ団体等が連携を図り、スポーツ活動を推進します。
- ・ウォーキングなどの取り組みやすいスポーツによる、きっかけづくりを進めます。
- ・子どもや若者が楽しめる新しいスポーツニーズに対応していきます。
- ・東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がい者スポーツへの参加や理解など、多様なスポーツの普及促進を図ります。
- ・ニュースポーツのスポーツ教室等を通じた健康づくりを推進します。

目標・指標	現状	目標 (R7)
体育施設年間利用者数	189,879人	205,000人

具体的施策2 競技力向上の推進

○ 現状と課題

スポーツに関わる組織間の連携による競技力向上の取組みや、情報発信に努めた結果、全国大会等への出場者等は一定数を維持しながら、種目の多様化が見られます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、多様化するスポーツニーズ等にも対応した、さらに幅広い支援等が必要です。

○ 施策展開の方針

本市の選手が全国や世界の舞台で活躍することは、市民に明るい話題を提供するとともに、市民に感動や活力を与えます。競技者とその競技水準を高め、夢をかなえることができるよう、体育協会や各種スポーツ団体等が連携し、競技者の支援や指導者の育成等を図ります。

主な取組み

- ・ 体育協会等と連携し、競技力向上につながる研修等を実施します。
- ・ 様々な種目について、質の高いスポーツ指導者と審判員の育成を図ります。
- ・ 各種スポーツ団体が主催する大会を支援し、競技者の底辺拡大とさらなる競技力向上を図ります。
- ・ 多目的水面広場（グリバーさがえ）など、市の特色ある施設を活用したイベントの開催などを通し、競技力向上につなげる取組みを進めます。
- ・ オリンピック等の国際大会や全国大会を目指す競技者を支援します。

具体的施策3 スポーツ環境の整備と充実

○ 現状と課題

スポーツの振興には、体育協会及び総合型地域スポーツクラブが大きな役割を担っていますが、体育協会は組織の強化、総合型地域スポーツクラブは持続性の確保が課題です。また、活動の拠点となる体育施設は経年劣化が進んでいるとともに、競技規則の改正等による施設設備の改修等が必要な場合があるため、計画的な整備を進める必要があります。

○ 施策展開の方針

市民が主体的に参画する地域スポーツの環境を提供するため、体育協会の組織強化と総合型地域スポーツクラブの育成及び支援を進めます。また、体育施設について市全体の公共施設整備計画のなかで計画的な整備と充実を図ります。さらに、スポーツイベントやスポーツ教室、施設等の情報をわかりやすく発信します。

主な取組み

- ・ 体育協会の組織強化を図るため、連携と支援を進めます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成と支援を進めます。
- ・ 安全、快適にスポーツ活動が行えるよう、体育施設の計画的な整備と充実を図ります。
- ・ 多様化するニーズに対応した魅力あるスポーツ関連情報の発信を、スポーツ団体等と連携して行います。
- ・ 感染症対策等を含めた、施設の適正な管理運営に努めます。

具体的施策 4 スポーツを通じた地域活性化の推進

○ **現状と課題**

スポーツに親しみ、スポーツを通してつながり、交流を広げることが、地域住民一人ひとりが参加し支え合う、新しいコミュニティの創造につながります。スポーツが地域に一体感をもたらし、活力に満ちた健康社会の実現に向けて推進していくことが必要です。また、本市の有利な立地条件や特色ある施設環境等を生かし、スポーツによる交流人口の拡大と地域活性化を図ることが期待されます。

○ **施策展開の方針**

スポーツを「する」「観る」「支える」様々な立場や方法で楽しみ、さくらんぼマラソン大会をはじめとするスポーツイベント等の運営のなかで、個人や各種団体が連携、協働し「支え合う」気風を醸成し、スポーツを通じたコミュニケーションの輪を広げ、活力ある地域社会につなげていきます。さらに、本市の特色ある施設環境を中心に、スポーツと観光を結び付けた「スポーツツーリズム」を推進し、交流人口の拡大と地域活性化を図ります。

主な取組み

- ・ 市民体育館、チェリーナさがえ、グリバーさがえ等のスポーツ関連施設と、観光施設等が連携したイベントを開催することによる地域活性化を図ります。
- ・ オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツの広がりを図ります。
- ・ コロナ禍におけるイベント等開催の形態など、多角的な視点をもって進めます。
- ・ スポーツボランティアの普及など、スポーツを「支え合う」取組みを進めます。
- ・ プロスポーツ試合の誘致等により「観る」スポーツを推進します。
- ・ スポーツ合宿の誘致等による交流促進を図ります。

基本方針1 (心と体の育成)

基本方針2 (学びの充実)

基本方針3 (生涯学習の推進)

基本方針4 (郷土愛の育成)

基本方針5 (社会の変化への対応)

基本方針 4 ふるさとに誇りを持ち、郷土の歴史と文化を大切にする心を養う**主要施策 1 ふるさとへの愛情と誇りを育む教育の推進**

ふるさとを愛する心を育むことにより、子どもたちに「私のふるさと寒河江はいいところだ」という寒河江の魅力を感じさせることにつながります。そして、その魅力は大人になっても心の奥底に「ふるさと」を持ち続けることとなります。

将来の子どもたちの生き方の選択として、寒河江に残り寒河江から県内、国内、海外へとつながるような生き方をする人、寒河江を離れても心の奥底に「ふるさと」を持ち続けて活躍し、離れた地から寒河江につながるような生き方をする人、一度は寒河江から離れたとしても、もう一度寒河江に戻って生活しようと思決心する人など、生き方の選択は違っても、ふるさとへの愛着と誇りに思う心は、どの人にも期待することができます。

このように、生き方は人それぞれでも、心の基盤にふるさとへの愛情と誇りを育むことは、これからの変化の激しい社会において生き抜くための人づくりにつながる大切な教育です。

具体的施策 1 地域の歴史や文化、自然を活用した教育活動の推進**○ 現状と課題**

本市には、学ぶ価値がある数多くの歴史や文化、伝統行事、自然の事象があります。これらを積極的に学びの舞台として取り込んでいく必要があります。

幼稚園・保育所等や学校では、地域の歴史や文化、自然等を活用した教育活動がそれぞれの工夫と努力の中で展開されていますが、これからの未来を切り拓いていく子どもたちに、これまで以上に生まれ育ったふるさとを知り、ふるさとに学び、そして遊びながら、その素晴らしさに触れることを通して、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てていくことが求められています。

○ 施策展開の方針

地域の歴史や文化、自然を積極的に学ぶ施策を充実させ、その環境づくりに努めていきます。また、地域の人材がそれらの学びに積極的にかかわる仕組みづくりを支援していきます。

主な取組み

- ・ 国史跡「慈恩寺旧境内」をはじめとした各地域の歴史や文化について学ぶ学習を推進します。
- ・ 自然との共生、環境教育も視野に入れた自然に親しむ学習を推進します。
- ・ 地域の歴史や文化、自然の教材化を推進します。
- ・ 地域の人を先生とした自然体験や生産体験学習、伝統芸能を学ぶ学習等の推奨と支援を行います。
- ・ 学んでまとめあげたもの（パンフレットや新聞等の表現物）の積極的な情報発信活動の推奨と支援を行います。

主要施策 2 郷土の歴史と文化を大切にす活動の推進

本市には、平成26年10月に国史跡に指定された「慈恩寺旧境内」をはじめ、貴重な建造物や仏像群、伝統芸能など様々な文化遺産があります。これら先人が築き上げてきた郷土の歴史や文化を学び、郷土に誇りを持ち、郷土の歴史・文化・自然を大切にす心を養う活動を推進していきます。

また、郷土の文化遺産の調査を進めるとともに、その価値を積極的に発信し、文化財の保存と活用を図ります。

具体的施策 1 ふるさとの歴史の啓発・普及と文化財の保護

○ 現状と課題

本市には先人たちが残した多くの文化が遺されています。これら文化遺産を適切に保護し、後世に引き継ぐために、市民が郷土の歴史や文化に触れ、学び、親しみ、郷土を大切にす心を養うことが重要です。

また、文化遺産の調査・研究や歴史資料の収集の成果として、市史や関係叢書等を発刊し、歴史関係書を整備・充実していくことも重要です。

文化遺産の保護のため、その価値を調査・研究し、重要と判断されたものについては、市の文化財として指定し保護していくとともに、地域に埋もれている文化遺産についても掘り起こし、保存に努める必要があります。

○ 施策展開の方針

歴史資料の調査・研究を継続的に進め、また、市で保管している歴史資料等を整理研究し、その成果について郷土館特別展等の企画展や講演会などの開催により情報発信するとともに、市史や関係叢書等についても計画的に発刊し、生涯学習に活用されるよう郷土を学ぶ環境づくりに努めます。

また、文化財等を後世に伝え活用していくため、文化財保存活用地域計画を作成します。

さらに、文化遺産の調査・研究を継続的に進め、市にとって重要な文化遺産を市の文化財として指定して適切に保護するとともに、文化財指定の要件を満たさないものであっても郷土の誇りとして育まれてきた地域の文化遺産については保護・伝承していくために、新たな文化財の登録制度を創設します。

主な取組み

- ・ 歴史資料の調査・収集を行い、市史や関係叢書等の編集・発刊を行います。
- ・ 文化財の調査研究並びに文化財保存活用地域計画の作成による文化遺産の保存・活用を推進します。
- ・ 郷土を学ぶ場として郷土館を活用し、郷土の歴史や文化を発信します。
- ・ 白岩城の調査・研究を継続して進めます。
- ・ 重要な文化遺産を市の文化財として指定し、保護を図ります。
- ・ 市文化財登録制度を創設し、新たな文化財の掘り起こしと保護を図ります。

目標・指標	現状 (R 1)	目標 (R 7)
歴史文化講座への参加人数	116 人	150 人
市指定文化財件数	156 件	163 件

具体的施策 2 民俗芸能や伝統行事の保護と伝承

○ 現状と課題

本市には、国指定重要無形民俗文化財「慈恩寺舞楽」、県指定無形民俗文化財「平塩舞楽」や「日和田弥重郎花笠田植踊」、「寒河江八幡宮流鏑馬」、また、市指定無形民俗文化財である多くの田植踊や獅子踊などの民俗芸能があり、各地域で継承されています。

しかし、近年の急激な少子高齢化などの要因による後継者不足や指導者不足、またさらに、伝承に係る経済的負担の増加が大きな課題となっています。

また、その他の地域に根ざした伝統行事等についても調査を行い、失われつつある文化を積極的に保護・伝承していく必要があります。

○ 施策展開の方針

保存団体等により伝承されてきた各地域の民俗芸能は、郷土に誇りを持ち、郷土への愛着を育む貴重な文化です。これら民俗芸能がこれからも後世に引き継がれるよう積極的に保護し、伝承活動を支援していきます。

また、市内に所在する伝統行事等の調査を進め、文化遺産の掘り起こしと保護・伝承を図ります。

主な取組み

- ・ 民俗芸能活動の映像化や発表・交流の場を提供するなど伝承活動を支援し、積極的に保護・伝承を図ります。
- ・ 歴史文化ふるさと回帰事業の活用による地域に対する愛着を育む活動を支援します。

具体的施策 3 史跡「慈恩寺旧境内」の保存と活用

○ 現状と課題

現在、「慈恩寺旧境内」の史跡指定地である慈恩寺本堂境内地、院坊屋敷地、中世城館群、山業地区（修験三の宿）、西の結界八面大荒神社については、保存活用計画と整備基本計画に基づき、史跡の本質的価値の保存と公開等の活用を図るため計画的に整備を進めています。

また、慈恩寺の全貌を明らかにし、包括的な保存活用を図るため、これまで調査を行ってきた上の寺遺跡をはじめ東の結界折居権現社、南の結界鹿島神社、北の結界白山権現社等については調査・研究を継続し、さらに高森地区（修験二の宿）についても調査を進め、史跡の追加指定に取り組んでいく必要があります。

○ 施策展開の方針

史跡慈恩寺旧境内の保存活用計画と整備基本計画に基づき、史跡の整備を計画的に推進していきます。

また、引き続き慈恩寺文化を解明するため、発掘調査や各種研究を推進していくとともに、講演会等を開催し情報発信に努めていきます。

主な取組み

- ・ 史跡慈恩寺旧境内保存活用計画及び整備基本計画に基づき、史跡の保存と活用を図ります。
- ・ 慈恩寺上の寺遺跡や東・南・北の結界地等引き続き調査・研究を行います。
- ・ 高森地区（修験二の宿）の調査・研究を進めます。
- ・ 国指定史跡慈恩寺旧境内の追加指定と保存整備を推進します。
- ・ 埋蔵文化財フェアや講演会による情報発信を行います。
- ・ 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設の活用及び市の歴史を内外へ発信します。

目標・指標	目標
国指定史跡「慈恩寺旧境内」平成26年10月指定	史跡追加指定 令和4年度具申

基本方針1 (心と体の育成)

基本方針2 (学びの充実)

基本方針3 (生涯学習の推進)

基本方針4 (郷土愛の育成)

基本方針5 (社会の変化への対応)

基本方針 5 教育を取り巻く環境や社会の変化に応じた取組を推進する

主要施策 1 信頼される教育の推進

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校といった教育機関だけでなく、学童保育やスポーツ少年団、子ども会など、子どもたちは様々な教育環境の中で育まれています。また、生涯学習の視点に立てば、大人たちもまた、公民館活動や様々な講座やサークル活動などの生涯学習としての教育環境を有しています。

これらの教育環境が、子どもたちにとっても大人たちにとっても信頼される教育環境であるためには、学ぶ側のニーズを満たしてくれる特色ある教育活動が展開されていることや、指導者一人ひとりの指導力の向上を図り、学ぶ側の能力を最大限に伸ばす教育活動が展開されることが大切です。

具体的施策 1 特色ある教育の創造

○ 現状と課題

本市では、平成26年6月に都市宣言として「さがえっこ すくすく宣言」を制定し、市民みんなで子どもたちを育むまちづくりを推進しています。具体的には、幼稚園・保育所等や学校などの教育活動に保護者や地域の方が参画したり、保護者同士が研修し合ったり、地域の活動に子どもたちも大人たちも参加したりするなどして、特色ある教育活動がそれぞれの工夫と努力の中で育まれています。しかし、少子化により子どもが参画する地区行事や、子ども会やスポーツ少年団等の運営などにも影響が出始めているという状況も見受けられます。

また、生涯学習としては、公民館活動やサークル活動、各種のレクリエーション活動、地域行事や地区の伝統芸能などが創意工夫されながら行われていますが、子どもたちだけでなく大人たちの参加や参画が思うように進まないなど、折角の特色ある教育活動が思うように継承できないといった声も聞かれます。

○ 施策展開の方針

現在、それぞれの幼稚園・保育所等や学校、子ども会やスポーツ団体等、さらには公民館や各種サークル等で育まれている特色ある教育活動を積極的に支援するとともに、少子化による課題に対しても逆にこれを生かすことで特色を生み出す教育活動が創造できるよう支援していきます。また、人と人が支え合い、共に学び、共に育み合う公共の意識を高め、特色ある教育活動が継続発展していけるよう啓発を図っていきます。

なお、ここでいう特色ある教育活動とは、単に他と違うことだけを指すのではなく、それぞれの教育機関や団体等が持つ特色やよさを生かした主体的な教育活動を指すものです。

主な取組み

- ・ 幼稚園・保育所等や学校における特色ある主体的な教育活動を、保護者や地域の方々との連携を図りながら支援し推進していきます。
- ・ 子ども会やスポーツ少年団、地域の活動や公民館活動などについても、それぞれの特色を生かした教育活動となるよう支援していきます。
- ・ 共に学び、共に育み合うことで特色ある教育活動が継続発展していけるように、市民全体に公共の意識の大切さを啓発していきます。

具体的施策 2 信頼される教育環境づくり

○ 現状と課題

学ぶ側に確かな能力を育むためには、指導力の向上を図ることが必要です。本市では、幼稚園・保育所等や学校のみならず、学童保育やスポーツ少年団、子ども会等の指導者も含めて、互いに学び合ったり、外部の研修会などに積極的に参加したりして、指導力の向上が図られています。しかし、そのような努力があってもなお、学ぶ側の能力を最大限に伸ばす研修は常に必要であることに変わりがありません。

また、本市では、公民館活動やサークル活動、各種のレクリエーション活動、地域行事や地区の伝統芸能なども創意工夫されながら行われていますが、子どもたちだけでなく大人たちの参加や参画が思うように進まないといった問題も生じており、共に学び合う公共の意識をいかに育むかが、信頼される教育環境づくりの観点からも課題となっています。

○ 施策展開の方針

信頼される教育環境となるための指導者の資質向上は、一朝一夕で実現するものではありません。幼稚園・保育所等や学校、子ども会やスポーツ団体等、さらには公民館や各種サークル等においても実践されている指導者の研修が充実するよう、行政の側からもより一層支援していきます。また、子ども会やスポーツ少年団、公民館や各種サークル等においては、指導者そのものの確保が難しくなっているという声も聞かれますので、新たな指導者の養成についても支援していきます。

そして、信頼される教育環境となるためには、こういった指導者の要因だけでなく教育活動そのものの充実が大切になります。そのためにも、共に学び、共に育み合う公共の意識の高揚が図られるよう、その啓発に努めていきます。

主な取組み

- ・ 幼児教育連絡協議会やそこで行われている研修会など、幼稚園・保育所等と学校の職員同士による研修を充実させるため、教育行政としても支援していきます。
- ・ 各学校の校内研究会に指導主事を派遣して指導助言したり、様々な教育情報を提供したりする

基本方針 1 (心と体の育成)

基本方針 2 (学びの充実)

基本方針 3 (生涯学習の推進)

基本方針 4 (郷土愛の育成)

基本方針 5 (社会の変化への対応)

などして、信頼される教育活動となるよう支援していきます。

- ・共に学び、共に育み合う公共の意識が高まるよう、信頼される教育環境づくりに向けて主体的に努力している様々な取組みを支援していきます。
- ・信頼される教育環境となるように、学校運営協議会や学校評議員制度、学校評価の取組みを生かしていきます。

主要施策 2 安全安心で充実した教育環境の整備

学校生活における思わぬ怪我や交通事故、さらには不審者等の事案は依然として後を絶ちません。子どもたちが安全で安心な生活を送れるようにすることはとても大切なことです。そのためには、子どもたちに対する安全教育を徹底するとともに、家庭や地域と連携した見守り活動等の取組みを継続して行っていく必要があります。

また、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、充実した教育活動を安心して展開できるよう、機能的な施設環境を整えていくことも大切です。

具体的施策 1 安全教育の充実

○ 現状と課題

幼稚園・保育所等や各学校では、これまでも安全教育の充実に向けて取り組んでいますが、それでも怪我をしたり、交通事故や不審者事案が発生してしまうこともあります。

子どもたちへの安全教育を充実させ、怪我の未然防止や交通事故の防止、不審者に出遭った時の適切な行動等、危険を予測し回避する能力や態度を子どもたち一人ひとりに育てていく必要があります。

○ 施策展開の方針

生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた体系的な安全教育を各学校等で推進し、子どもたちが自らの命を守りぬくための危険予測・回避能力等、主体的に行動する態度を育てていきます。

また、学校等だけでなく、関係機関や家庭、地域と連携した取組みを継続して行い、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制を引き続き整備していきます。

主な取組み

- ・各学校等の安全計画に基づいて、生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた安全教育を体系的に進め、危険予測・回避能力や主体的に行動する態度を子どもたちに育てます。
- ・子ども見守り隊や交通指導員等、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる仕組みをこれからも大切にしていきます。
- ・警察等の関係機関との連携を図り、子どもたちの安全を守る取組みを推進します。
- ・子ども安全情報の配信について周知を図ります。

具体的施策 2 安全管理の徹底

○ 現状と課題

本市の学校施設は、校舎・体育館の構造体の耐震化を平成23年度までに、体育館非構造部材の耐震化を平成27年度に完了していますが、建築後30年を経過している学校施設が令和3年4月現在12校中、醍醐小学校を除く11校となっており、施設の付帯設備や機器類についても改修や更新などを行っているものの、耐用年数を経過したものも多く、老朽化が進んでいます。また、児童生徒数の減少が今後も続くと予想されることから、地域の実情にあわせた小中学校の適正規模及び配置を統合も視野に入れながら、効率的かつ効果的な学校施設の整備が必要となっています。

また、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、本市でも通学路安全点検プログラムを策定しました。通学路の危険箇所については、関係機関と連携しながら合同で点検を実施し、必要な対策を検討・実施しています。

○ 施策展開の方針

老朽化した施設が増加する中、安全性を最優先としながら、児童生徒数の減少を見据えた計画的な整備を進める必要があります。統合等を含めた望ましい学校のあり方に向けた環境の整備を目指します。

また、学校施設の劣化状況や教育内容への適応状況などを適切に把握し、適時・適切な整備ができるよう改修の実施時期や規模などについて計画するとともに、老朽化した施設の改築や長寿命化など施設整備の方針について検討していきます。

さらに、登下校中の子どもたちの安全を守るために、通学路の定期的な安全点検を行います。危険箇所については関係機関と合同で点検を行い、必要な対策を検討・実施していきます。

主な取組み

- ・安全安心を確保するため、施設に付帯する設備や機器類について、適時・適切な整備に努め、機能面の向上を図ります。
- ・普通教室及び特別支援教室の空調設備設置が完了し、今後は特別教室の空調整備及びトイレの大規模改修を計画的に進め、子どもたちの健康や快適な学習環境の確保を推進していきます。
- ・令和元年度に立ち上げた「寒河江市立学校のあり方検討委員会」で検討されている将来の寒河江市の学校像を踏まえた学校施設長寿命化計画の策定を目指します。
- ・「寒河江市通学路交通安全プログラム」に基づいて、通学路における危険箇所の把握に努めるとともに、必要な箇所について関係機関と連携しながら合同点検を行い、対策を検討・実施します。

主要施策 3 地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化

地域にはそれぞれ、長い間受け継がれてきた伝統と歴史があります。地域の中で人々はお互いに関わり合い、支え合い、交流しながら生活し、伝統行事の継承や様々な学習会、ボランティア活動などを通して、次の世代に伝統を引き継ぐ様々な教育活動が行われてきました。地域住民の主体的な意識のもとに知恵を出し合い、力を合わせ、これらを守り続けていくことは、地域の大きな活力

になります。

一方、社会情勢の変化の中で住民と地域社会との関わり合いが薄れ、地域の教育力の低下が課題となっています。今後は、一人ひとりが積極的に地域に関わり、地域を知り、地域に愛着を持つことが大切で、地域の人たちと子どもたちの心温まるふれあいなど小さな取組みから始まり、それが重なりつなげれば、地域の大きな教育力になります。

このような地域の教育力を向上させるとともに、自分たちの地域は自分たちでつくるという機運を盛り上げ、地域コミュニティを活性化していく活動を支援していきます。

また、人口減少は地域にとって切実な問題であり、地域活動の担い手の固定化が課題となっています。これからの地域づくりのため、地域の担い手となるリーダーの育成を図っていく必要があります。

具体的施策 1 地域の特色を生かした公民館活動の推進

○ 現状と課題

地域行事の継承やレクリエーション・文化・ボランティア活動など、地域では様々な人や団体が他に誇れる活動を続けており、これらの多くは身近な公民館（分館）を中心に行われています。

しかし、近年、人々の価値観が変化し、ライフスタイルも多様化する中で、地域や分館の活動になかなか参加してもらえないなど、人間関係が希薄化し、地域の連帯感も欠如してしまう、いわゆる地域の教育力の低下が課題となっています。

○ 施策展開の方針

多くの人が地域への誇りと愛着を育み、また、意欲を持って参加できる、地域の特色を生かした分館活動を推進するため、地区公民館が各分館と連携し、研修会や交流会などを通して情報を共有しながら活動を支援していきます。

また、人口減少の中、老朽化した分館の施設整備等に対する支援により、地元負担の軽減を図ります。

主な取組み

- ・ 地域住民が自主的に学ぶ活動や地域の課題解決に向けた学習活動を支援します。
- ・ 安全で利用しやすい分館整備に対する支援を拡充します。
- ・ 研修会や交流会などを通して、地区公民館と分館の連携を強化します。
- ・ 地区住民による体験指導や地域の特色を生かした学習プログラムを、放課後子ども教室に取り入れます。

目標・指標	現状（R2）	目標（R7）
公民館整備事業による耐震基準を満たしていない分館の解消	4 分館	2 分館
目標・指標	現状（R1）	目標（R7）
放課後子ども教室への地域を知る講座の組入れ	1 教室	5（全） 教室

具体的施策2 活力ある地域をつくる地区公民館運営

○ 現状と課題

本市には4つの地区公民館があり、これまで住民に学習機会や場の提供を通して、地域づくりの拠点としての大きな役割を果たしてきました。

しかし、担当地区の範囲が大きい地区公民館に対してはより地域に密着した活動が求められ、さらに、地区公民館を核とした各種団体、グループ活動の活性化と地域活動に対する積極的な支援が求められています。特に、令和2年度には柴橋地区にコミュニティセンター「この木交流センター」が開設され、より住民主体の地域活動が推進されています。

今後、地区の特性を生かした地区公民館の新たな役割の検討や、地区住民の要請に合ったより一層魅力ある各種事業の展開が必要となっています。

○ 施策展開の方針

地域活動の多くは、地域にもっとも身近な分館を中心に行われていますが、活力ある地域をつくるためには、分館をまとめる地区公民館の役割が大切です。

地域の人が気軽に足を運び、話し合い、知恵を出し合い、地域のいこいの場となる地区公民館づくりを推進するとともに、柴橋地区においてはコミュニティセンターを活用した地域づくり活動への支援を行うなど、関係課と連携して時代に合った地区公民館のあり方について検討してまいります。

また、地域住民や団体などに様々な情報を提供しながら、地域の特性と時代の要請に合った魅力ある各種事業を展開していく地区公民館づくりを推進します。

主な取組み

- ・地区公民館の職員による地域活動への支援を継続します。
- ・常に環境を整え、地域の人たちが気軽に訪れ、利用しやすい地区公民館づくりを推進します。
- ・住民ニーズを把握し、地域の人材を積極的に活用しながら、意欲を持って参加できる事業を企画していきます。
- ・コミュニティセンターを活用した住民主体の地域活動を推進するとともに、市民への周知を図ります。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
各種講座の年間受講者数	4,107人	4,200人

具体的施策3 生涯学習活動を通じた地域コミュニティの活性化

○ 現状と課題

少子高齢化や人口減少、家族形態の多様化により地域コミュニティの担い手が不足するなど、地域活動の衰退が叫ばれています。地域コミュニティは最も身近な生涯学習の場であり、青少年においては地域行事への参加等により広範囲の人々と関わりながら、地域人として生きる力の基礎を身に付け成長が促される格好の場面ですが、これらの機会が大幅に減少しています。

一方、様々な人や団体が、それぞれの地域を大切にする活動を続けています。また、それぞれの地域において、高齢者と子どもやその親とが触れ合うきっかけづくりとなる様々な世代間交流事業が試みられています。

人口減少社会にあって地域コミュニティの活性化を図っていくためには、このような活動に率先して取り組むリーダーシップを持つ人材の育成や青少年教育の充実が喫緊の課題となっています。

○ 施策展開の方針

人間関係が希薄化している今の時代だからこそ、地域を大切にする活動をはじめ地域学習など様々な活動を通して、地域の人たちがふれあい、支え合い、さらには世代間の交流を通した中で絆を一層強め、地域コミュニティの活性化を図っていくことが大切です。また、地域コミュニティの活性化のためには、これらの伝統や歴史を引き継ぐ青少年の参加が不可欠です。

地域をよく知る高齢者などが、次の世代を担う子どもたちやコミュニティ活動の中心を担う世代に様々な伝統や文化を継承することは、継続性のある地域づくり活動に大きく役立つこととなり、世代間の交流活動はその意味において大変重要なものです。

世代間交流事業や自分たちの地域を自分たちでつくる活動を生涯学習の面から積極的に支援するとともに、子ども会等の社会教育関係団体等と連携しながら青少年の体験活動の充実を図り、さらに青年の主体的な活動や地域貢献活動を促進し、リーダーの育成並びに地域コミュニティの活性化を図ります。

主な取組み

- ・ 高齢者と子どもの交流など、世代間交流活動を支援していきます。
- ・ 地域の子どもの地域で育てる子ども会活動を支援していきます。
- ・ 清掃活動や奉仕活動など、各世代がともに参加し、地域の絆を強める事業を支援していきます。
- ・ 地区公民館において、幅広い年齢層を対象にした各種講座や学習会の開催などを通して、地域の担い手となるリーダーの人材育成を図ります。
- ・ 子ども会をはじめ社会教育関係団体等と連携し、青少年の地域行事やボランティア活動等への参加を支援していきます。

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)
「学級講座開設事業」各種講座の年間受講者数	1,936人	2,000人

目標・指標	現状 (R1)	目標 (R7)	
「地域行事への参加」の意識	小学6年	92.3%	100%
	中学3年	59.6%	80%

主要施策 4 開かれた教育行政の推進

教育を取り巻く環境は変化しており、教育行政としてもそれらに応じた新たな対応が常に求められています。そのような中で、教育に寄せる市民の思いや願いに応える開かれた教育行政を一層推進していきます。

具体的施策 1 信頼に応える教育行政の推進

○ 現状と課題

本市の特色を生かした豊かで多様な教育を推進するとともに、社会の変化・進展への迅速かつ積極的な対応を図っていくことが、今、教育行政に期待されています。

そのような中、本市においては、学校・家庭・地域が連携した教育活動を展開したり、生涯にわたって学び続ける生涯学習の充実を図ったりするなど、市民全体で学び続ける教育活動が様々に展開されてきています。

しかし、変化・進展し続ける社会の中では、新たな社会的な課題や要請が生じるため、これからは教育への市民の様々な期待や要請等に適切に応え、信頼される教育行政の一層の推進を図っていくことが、常に求められています。

○ 施策展開の方針

平成27年度から施行された新たな教育委員会制度なども踏まえ、市政の中での教育行政のあり方を、より一層充実発展させていきます。また、教育行政の事業については、的確に点検評価し、それらを新たな施策に結び付けていきます。

このような施策を大切にすることで、市民の信頼に応える教育行政の一層の推進を図っていきます。

主な取組み

- ・総合教育会議では、市長と教育委員会が教育政策について協議・調整し、方向性を共有しながらその推進を図ります。
- ・教育委員会が所管する事務事業について、外部評価委員による点検・評価を実施し、施策の工夫改善につなげます。
- ・保護者や地域の方々の教育に寄せる思いや願いに応えるため、幼稚園・保育所等や学校が行っているアンケート調査なども、積極的に教育行政に反映させるように努めます。
- ・教育に関する市民からの声を大切にして、教育行政に反映できるよう努めます。
- ・本市における幼児や児童生徒数の長期的な推移を見据え、学校の適正規模・適正配置をはじめ、統合等を含めたこれからの望ましい学校の在り方について、学識経験者等も交えた検討を踏まえて対応していきます。
- ・小学校給食調理業務の民間委託については、調理業務に係る現状を踏まえながら、その推進を図っていきます。

具体的施策2 教育情報の公開と共有化の推進

○ 現状と課題

公共性や社会的責任を明確するため、必要な情報を公開して共有化を図ることが求められています。様々な分野で情報公開の大切さが認識され、説明責任が果たされていますが、教育行政においてもその重要性は同様です。

本市においては、様々な機会において教育情報を発信し共有する努力を積み重ねていますが、ホームページ等での情報提供も含め、一層の情報の公開とその工夫改善を図っていく必要があります。

○ 施策展開の方針

教育行政が社会に対する説明責任を果たすとともに、それによって教育の質を向上させるためには、教育にかかわる情報の一層の公開を促進することが大切です。そのためには、教育活動を実際に行っている幼稚園・保育所等や学校は勿論、学童保育やスポーツ少年団、公民館活動などの生涯教育においても積極的に情報を発信していくとともに、教育行政においても、必要に応じて広報誌やホームページ等を活用して情報提供していきます。

また、これらの情報は、発信する側からの一方通行なものではなく、受け取る側である市民等との双方向性のある情報としていくことも大切です。そのためには、教育に関する研修会や講演会、座談会などにも取り組んでいきます。

主な取組み

- ・教育委員会や総合教育会議の議事録をホームページに掲載したり、教育委員会事務事業点検・評価報告書を議会に報告するとともにホームページでも公表したりするなどして、公開できる教育情報については公表していきます。
- ・教育委員会が主催する各種事業等の情報を広報したり必要な教育情報等を迅速に発信したりして、共有できるようにしていきます。
- ・教育に関する研修会や講演会、教育座談会なども必要に応じて開催し、教育情報の共有化と共通理解の促進を図れる場としていきます。
- ・幼稚園・保育所等や学校から、教育にかかわる情報をおたよりや新聞等に出したり、ホームページ等でも積極的に発信したりして、情報の共有化と共通理解の促進に努めます。

寒河江市教育振興計画検討委員会委員

（敬称略、順不同）

氏名	団体・機関・役職名	備考
中井義時	山形大学大学院教育実践研究科教授	会長
志田道広	寒河江市校長会長	副会長
鈴木和彦	寒河江市校長会 副会長	
木村洋祐	寒河江市PTA連合会長	
菊池進	寒河江市町会長連合会長	
有川洋一	寒河江市公民館連絡協議会長	
犬飼信子	寒河江市食生活改善推進協議会長	
最上公	寒河江市芸術文化協議会長	
遠藤正幸	一般社団法人寒河江市体育協会会長	
安藤博章	寒河江市商工会長	
安孫子常哉	さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長	
住吉克久	公益社団法人寒河江青年会議所理事長	
光位紀子	寒河江市PTA連合会母親委員長	
佐藤富士夫	寒河江市民生児童委員協議会長	
安達正一	寒河江市子ども会育成連合会長	
小林由美子	寒河江市幼児教育連絡協議会長	
安食洋一	公募委員	
土田収	公募委員	
會田まり子	公募委員	
大谷久美子	公募委員	

寒河江市教育委員会

教育長	軽部賢
教育委員	鈴木淳一
教育委員	國井晴彦
教育委員	高橋まり子
教育委員	鈴木多鶴子

発行 令和3年3月

第2次寒河江市教育振興計画（改定版）

編集・発行 寒河江市教育委員会
事務局 学校教育課
生涯学習課
スポーツ振興課
電話 0237-85-1516

